

平成29年第3回竹原市議会定例会議事日程 第3号

平成29年9月12日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 脇本 茂紀 議員

(2) 松本 進 議員

平成29年9月12日開議

(平成29年9月12日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第3号を配付いたしております。この日程表のとおり会議を進めます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

---

#### 日程第1

議長（道法知江君） 日程第1，一般質問を行います。

順次質問を許します。

質問順位4番，脇本茂紀議員の登壇を許します。

14番（脇本茂紀君） 発言通告に基づきまして、質問を行います。

まず第1に、働き方改革と竹原市の現状について質問をいたします。

竹原市の過労死、過労自殺を防ぐ対策について、政府が働き方改革を提唱する中で明らかになっているのは、違法残業事件が続出していることです。2015年に広告大手電通の新入社員高橋まつりさんの自殺を契機に、大手企業での違法残業による過労死、過労自殺が次々と摘発されました。過労自殺の労災認定に端を発した電通の違法残業事件を通して過重労働の実態が浮き彫りになりました。日本企業にしみついた長時間労働を見直すには何が必要か、事件から見えた教訓を明らかにするとして、読売新聞は電通の教訓という記事を連載しました。その内容は、事件前、午前0時以降の帰宅や、月100時間以上の残業は当たり前だった。電通幹部の中堅社員はこう振り返り、会社側に自主申告する勤務時間は労使協定の上限におさまるよう過少申告することが職場の暗黙の了解だった。

その後、過労死、過労自殺で企業が次々と摘発されました。電通に続いて三菱電機、関西電力、ミスタードーナツ、東芝アメリカ子会社、西日本高速道路、ヤマト運輸とこの数カ月の間に摘発されたのは大手の有名な会社ばかりでした。原因はめちゃくちゃな超過勤務とパワーハラスメントによって管理職やエリートの卵が追い詰められて過労死、過労自殺に追い込まれたというものでした。

このような傾向は地方公務員にも見られ、松山市職員が過労自殺、地方公務員増える残業という記事が新聞に掲載されました。その内容は次のようなものでした。6年前、松山

市職員になって間もない久保純一さん当時22歳が過労自殺で亡くなった。純一さんは、愛媛大学を卒業後、2011年4月に松山市役所に採用され、納税課で滞納者の督促などを担当していた。退庁は徐々に遅くなり、8月には日付が変わるころの帰宅が普通になっていた。純一さんが公務員を選んだのは、人の役に立ちたいという思いと、大学時代に四国一周等をした趣味の自転車の時間をつくるためだった。休日はほぼ消化していたが、自転車で遠出することはなく、口数も少なくなっていた。そして9月5日月曜日の朝、自宅で命を絶っているのが見つかった。

14年3月、純一さんの死は公務災害として認定された。自殺前の1カ月は、残業が過労死ラインの月80時間超を上回る121時間、直前の3カ月では計254時間に達し、鬱病を発症していたとされる。

時間外労働について政府は3月、罰則付きの残業規制導入などを柱とする働き方改革実行計画をまとめました。企業風土に変革を迫る内容で、国家公務員の長時間労働も3年ほど前から見直し議論が進んでいます。ただ、公務員の8割を占める地方公務員に関しては、自治体ごとに取り組むべき問題とされ、全体の実態把握が遅れていたのが現状です。

読売新聞が2月から6月、2011年から15年度の残業時間について政令市と中核市の計68市にアンケートしたところ、政令市の80%、中核市の77%で残業時間が増加傾向にあった。全体では、年平均145.5時間（11年度）が152.1時間（15年度）に伸びていた。要因の一つは人手不足と見られ、6割超の43市で、5年前より正規職員が減少。大阪、広島、秋田など7市では1割以上削減された。

働き方改革で課題となるのは、過労死や過労自殺を生み出してしまう職場環境をどのように変えていくかということです。電通の高橋まつりさんや松山市役所の久保純一さんのような人を二度と出してはならないということです。

竹原市においても、かつて過労死や過労自殺で亡くなられた方もおられますし、また過度の精神的疲労によって長期の休職を余儀なくされた方もおられます。竹原市はこのような過労死、過労自殺をなくすためにどのような対策を行っていますか。また、メンタルヘルス対策としてどのような取組を行っていますか。

2点目に、自治体非常勤職員の正規化についてお尋ねいたします。

このように、過労死、過労自殺が地方公務員の職場で増えている背景には、総務省の調べでも正規職員の減少を上回って臨時、非常勤職員が増大し、現在職員全体の23.6%を占めるに至ったのは、集中改革プランをはじめとする地方行革は、結局正規職員を削減

し、行政が回らない部分は雇用が不安定で低賃金の臨時、非常勤に置きかえ、人件費を削減したにすぎないからではないでしょうか。その業務の実態は、臨時でも非常勤でもなく、行政運営に不可欠なものとなっています。少なくとも長期にわたって常勤職員と同一の職種に従事している臨時、非常勤の職員で本人が希望する人は、任用方法を定めた地方公務員法第17条に基づいて正規職員への道を開くべきではないでしょうか。このような臨時、非常勤職員の処遇について、竹原市はどのように考えているのかお尋ねします。

3点目は、竹原市の教育現場における過労死、過労自殺対策についてであります。

政府が鳴り物入りで始めた働き方改革の行き着く先は、高度プロフェッショナル制度、すなわち残業代ゼロ法案導入だと言われています。教員は、給与特別措置法によって実質的に残業代ゼロで、給与に一定額を上乗せする制度です。その中で時間外労働が増え、負担が増大しています。

中国新聞に、文部科学省は4月28日、学校内勤務時間が週60時間以上の教諭が小学校で33.5%、中学校で57.7%に上るとする2016年度の公立校教員の勤務実態調査結果速報値を公表した。週40時間までとする労働基準法に基づくと、これらの教諭は、週20時間以上の時間外労働をしていることになり、おおむね月80時間超が目安の過労死ラインを上回る。06年度の前回調査と比べ、学習指導要領改訂で増えた授業時間や、部活動、クラブ活動にかける時間の増加が勤務時間を押し上げた。教員の勤務時間は法律などで限定しているが、有名無実化しており、文部科学大臣は看過できない事態が客観的に裏づけられたと述べ、中教審に働き方改革の検討を求める方針を示した。

調査は全国の公立小中各400校を抽出し、教員計約2万人に16年10月から11月の連続7日間の勤務状況を聞いた。週勤務時間の平均は、小学校で教諭57時間25分、副校長、教頭63時間34分、校長54時間59分。中学校で教諭63時間18分、副校長、教頭63時間36分、校長55時間57分で、いずれも06年から増加。特に、中学校教諭は5時間以上増えた。また若い世代ほど勤務時間が長い傾向が見られた。副校長、教頭で週60時間以上だったのは、小学校で62.8%、中学校で57.9%に上った。教諭の平日1日の業務内容別勤務時間を平均すると、授業が小学校4時間25分（27分増）、中学校3時間26分（15分増）。清掃など集団指導は小学校1時間（17分減）、中学校1時間2分（4分減）だった。また、土日1日の学校内勤務時間は、平均で小学校が1時間7分、中学校が3時間22分だった。中学校では1時間49分増えており、内訳を見ると、部活動、クラブ活動が2時間10分（1時間4分増）を占め、大きな

要因となっていた。土日には持ち帰り業務も小学校で1時間8分、中学校で1時間10分あり、仕事をしている教諭が多いことが伺えた、という記事が掲載されました。

その記事の中には、起床から就寝までの女性教諭の一日が掲載され、トイレ行く暇もないという見出しをつけて紹介しています。

5時30分起床、6時30分車で自宅を出発、7時20分学校に出勤、配付物の準備、同40分児童の登校を迎える、同50分児童の提出物の確認、8時20分モジュール学習、朝の会、同50分授業、12時30分給食の指導、提出物の添削、13時30分掃除の指導、同50分授業、15時30分帰りの会、16時児童が下校、16時5分教室の片づけ、提出物添削、17時保護者向け配付物の作成、外部対応、19時30分提出物添削、資料整理、20時50分退勤、21時40分帰宅、22時翌日のプリント作成、教材研究、24時就寝。

文部科学省の行った2016年度の公立校教員の勤務実態調査速報値については、竹原市教育委員会も周知されていると思いますが、この速報値と比較して竹原市内の公立校の勤務実態調査はどのようになされ、その勤務時間についてどのように把握され、どのような対策が講じられていますか。

大きな2点目として、旧忠海西小学校の活用策、本で人をつなぐライブラリーの取組について伺います。

竹原市は、学校、幼稚園の統廃合によって多くの遊休資産を抱えています。この活用策については、かねてより様々な提言がなされてきましたが、なかなか解決策は見出されていません。少なくとも、これらをどのように活用するかについては、実験的にでもまず始めてみる大切だと思います。このまま人の手をかけず放っておけば施設はどんどん劣化するし、人も立ち入らなくなり、荒れるに任せることになります。

そこで1つの提言ですが、まず忠海西小学校の図書室の本棚をまちライブラリーとして活用してはいかがでしょうか。まちライブラリーについては、磯井純充著、本で人をつなぐまちライブラリーのつくり方という本が出版されています。その中にまちライブラリーをどのようにつくるかが紹介されています。その見出しは、みんなでつくる図書館の楽しみ、簡単、誰でも、どこでも、いつからでもやれる、となっています。

忠海西小学校の場合、2階の東の端にもともと図書室があったので、そこには書架が残っています。まず最初はこの書架を活用してワークショップを行い、テーマを決めて参加者にお薦めの本を持ち寄ってもらいます。本とともに、みんなの感想カードというメッセ

ージカードを書いていただいて、持ち寄った本を寄贈していただくという方法で、テーマごとにワークショップをやり、ライブラリーを増やしていくというものです。

このような取組で図書室を埋めることができれば、次は隣の教室へ。ここではワークショップ形式で本棚とブックエンドをつくる、そして本棚ができれば、再びテーマに沿ってワークショップを行い本を集める。集まってくれた人からいろいろなアイデアをもらう。これは、本を集めるのではなく人を集める、人のライブラリーだということです。本も自分で集めるのではなくテーマを決めたイベントごとに持ち寄ればライブラリーを育てていくことができる。

そして、それが軌道に乗れば、次に忠海の蔵書家の本や資料を集積する。既に、竹原書院図書館へ寄贈を申し出て断られた方々もおられます。例えば藤村文庫（明治以降の教育資料）、上野文庫（学術書、音楽関係資料）、野村文庫（忠海高校預託分）などです。ここでも同様に書架を作成するワークショップ、本を本棚に配架するボランティアを本好きの方々に呼びかける。これらの作業で数教室が埋まれば、さらに竹原書院図書館の所蔵図書の中から忠海に必要な図書を移動する。あわせて、忠海西小学校のメモリアル資料、絵画、写真、標本、さらにまちの中にある絵画や美術品、写真、古民具なども集積する。家庭に眠っている子どものための絵本や玩具、人形なども持ち寄る。忠海中学校の生徒がつくった毒ガス資料室も移設する。毒ガス障害者団体の資料も集積する。

こうして忠海ミュージアムを目指すとともに、これを核施設として、地域で活動する諸団体の事務室、集会室を設置する。そして、もともとある音楽室、工作室、調理室などが有効に利用できるように、これらを使いたいという人たちに利用してもらおう。

このような道筋を決めて、まず住民自身が活用をスタートをさせるワークショップを始めたいと思いますがいかがでしょうか。

忠海西小学校の活用策については様々な意見があり、また幾つかの引き合いもあると聞いていますが、まず何よりも地域の人たちが参加し、自らつくっていく作業をスタートさせることによって愛着も生まれてくるのではないのでしょうか。

竹原市として忠海西小学校の活用策についてどのように考えているか、改めてお伺いいたします。

以上で壇上の質問といたします。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。



市長（吉田 基君） 脇本議員の質問にお答えをいたします。1点目の御質問のうち、教育現場に関するもの及び2点目の御質問につきましては教育長がお答えをさせていただきます。

1点目の御質問についてであります。政府は日本経済再生に向けての最大のチャレンジは働き方改革にあるとして、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持ち得るようにすることが重要であるとしていることから、本市におきましても取り組むべき課題の一つであると認識をいたしております。

この働き方改革で見直しが必要とされる長時間勤務への対策につきましては、時間外勤務等縮減指針を定め、長時間勤務の縮減を図る取組を進めるとともに、衛生委員会において、長時間労働による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立をはじめとして、職員の健康管理に関することについて議論を行っているところでございます。

また、職員のメンタルヘルス対策につきましては、産業カウンセラーによる職員のためのこころの相談室を毎月開設するとともに、昨年度から心理的な負担の程度を職員自身が把握するための検査として、ストレスチェックを実施しているところであります。メンタル面の不調等により休職した職員に対しては、関係者との十分な連携のもと職場復帰を支援し、再発防止につなげるように引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

非常勤職員の正規化につきましては、本市の厳しい財政事情のもと、内部管理経費及び人件費の抑制に取り組み、職員の適正配置に努める一方で、業務量や性質に応じ、いわゆる臨時、非常勤職員といった多様な雇用形態を活用し、対応している状況にあり、本市の行政運営上重要な役割を担っているものと認識をしております。

また、さきの国会におきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が可決、成立しており、臨時、非常勤職員の採用方法や任期を明確化するなど、平成32年4月1日の法施行に向けて必要な見直しが行われることとなっております。

本市におきましても、今後における国の動向等を注視し、臨時、非常勤職員の処遇改善に引き続き取り組んでまいります。なお、正規職員の新規採用につきましては、公募による競争試験を実施いたしており、現時点においては、引き続きこの採用方法を継続してまいりたいと考えております。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 脇本議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問のうち、竹原市の教育現場における過労死、過労自殺対策につい

てであります。但し、広島県教育委員会におきましては、平成30年度から入校、退校時刻記録票を労働時間の記録として活用する旨の方向性を示しており、これを踏まえ、現在本市においても入校、退校記録を正確に記録するための様式や方法等について準備を進めているところでもあります。

竹原市内の教職員の勤務状況につきましては、これまでも各学校において時間外在校時間を毎月把握してきたところであり、各校長は時間外在校時間が多い職員についてその状況を把握し、個別の指導に当たっているところでもあります。また、これに加えて本年7月以降においては、時間外在校時間が月80時間を超える職員について、校長から改善計画を提出させ、ヒアリングを行うこととしております。

今年度の勤務実態につきましては、週平均60時間を上回っている割合は、一般職員で小学校が約26.7%、中学校が約41.1%と把握しておりますが、今年度は年度当初から中学校については原則週1回必ず部活動の休養日を設け、土日のいずれかは必ず部活動を休みにするよう取り決めを実施しております。また、小中学校では、県下で先駆けて夏季休業中に一斉閉庁日を設けることを年度当初から決定しており、保護者に周知し、理解を求めるなど教職員の健康管理に向けて積極的に取り組んでいるところでもあります。

さらに、今年度からは新たに教職員自身によるストレスへのセルフケアと職場環境の改善を目的として市内の教職員に対するストレスチェックを実施しており、8月と12月の年間2回実施することとしております。

教育委員会といたしましても、教職員の時間外在校時間については大変重く受けとめ、これまで取組を進めてきており、時間外の在校時間につきましては、昨年度と比較して減少しておりますが、今後においても業務改善等の取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。旧忠海西小学校を含む旧学校施設の活用策につきましては、地域の活性化など将来のまちづくりの推進を検討する上で大変重要な課題であり、本市における利活用の基本方針として、その財産を全市的なまちづくりの推進に有効利用される必要があるものと考えております。これまでも、事業者や各種団体等から部分的な利活用の御要望、御提案をいただいているところではありますが、学校施設の多くは施設規模が大きく、全体の活用策を決定するまでは相応の時間も要するものと見込んでおり、本格活用されるまでの間は、暫定的に地域コミュニティの場などに利用していただくことも視野に入れ、検討を進めていく必要があると考えております。

学校施設の暫定的な利用につきましては、校舎、倉庫等の学校施設と、屋内、屋外運動場等の体育施設に分け、地域住民等の要望に応じて、利用目的や受益者負担の原則等を考慮しながら進めてまいりたいと考えております。御提言のありました、まちライブラリーなど様々な利活用案を検討する中で、地域住民等が将来にわたり利用したい場所や管理体制などを勘案しながら、施設全体の複合的な利活用策を提案してもらうことも必要であると考えております。

本市といたしましても、現在忠海地区において魅力あるまちづくりに向けたワークショップをはじめとした地域住民等による地域全体のまちづくりに関する様々な議論が行われていることから、旧学校施設においても地域住民等の地域振興を目的とした利活用の要望に可能な範囲で応えていけるよう、市長部局とも十分連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） それでは、再質問をいたします。

まず最初の、竹原市の過労死、過労自殺を防ぐ対策について再質問いたします。

答弁によりますと、時間外縮減指針を定め、とありますが、その指針の具体的な中身について伺います。

また、衛生委員会では長時間労働による職員の健康障害の防止を図るための対策を樹立するためにどのような議論がなされていますか。もっと具体的にお示してください。

こころの相談室を毎月開催とありますが、何人の相談がありましたか。また、ストレスチェックによってどのような改善がなされましたか。また、メンタル面の不調により休職した職員への取組は、具体的にどのようなようになされていますか。以上の点について御答弁をお願いします。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） それでは、お答えいたします。

まず1点目の御質問でございますが、時間外勤務等縮減指針についてでございます。

こちらの指針につきましては、全職員が共通の認識のもとに、より一層時間外勤務等の縮減を推進することといたしまして、そのための具体的な行動計画といたしまして、平成22年4月に定めたものでございます。この指針の作成に当たりましては、時間外勤務の縮減に向けた取組につきまして、誰がどのような場面でどのようなことを行えばよいかを

具体的な行動例を示すことによりまして、時間外勤務等の縮減について徹底を図るものをこの方針といたしております。

具体的には、管理職における取組事項、職員における取組事項、全庁的な取組事項、またその他といたしまして職員の心身の健康への配慮、相談窓口の設置等について明示をしているところでございます。御承知のように、時間外勤務につきましては職員の自主性に任せて行うものではございませんで、所属長の事前命令及び事後確認により行うものでございまして、引き続き所属長による事前命令の徹底、適正な時間外勤務の運用に長時間労働の縮減に努めるというものでございます。

次に、衛生委員会でございますが、こちらにつきましては現在過重労働による健康障害を防ぐため、特に先ほど申し上げましたが、時間外勤務の適正化という観点でございまして、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置や、またサービス残業と言われるものでございますが、そういったものがないように、そういった措置について議論をしているところでございます。これは、引き続きこの対策等につきまして毎月議論をなしているところでございます。

次に、こころの相談室というものでございますが、こちら毎月開催をいたしております。このこころの相談室につきましては、家庭、人間関係、仕事など内容を問わず相談することができるというものでございまして、平成25年11月から毎月第4木曜日に予約制で開催をいたしております。ただ、予約以外でも相談に応じてまして、特には昇任された職員さん、また病気休暇等から復職された職員、また他団体へ派遣された後の職員、また新規採用職員などを対象といたしまして、毎回3名が相談を受けているということでございまして、今年度につきましては、現在4月から8月5回やっておりますので、15名の方が相談しております。

次に、ストレスチェックでございますが、このストレスチェックにつきましては、職員自身のストレスへの気づき及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じまして、メンタルヘルスの不調となることを未然に防止すると、いわゆる1次予防的なことを目的として実施しております。こちらにつきましては、昨年11月に実施をいたしまして、まだ改善というよりは、1次予防を目的ということで昨年から始まった制度でもございます。また、今年度の実施につきましても、先ほど申し上げました衛生委員会においても議論を進めているところでございまして、昨年の実施状況等を踏まえまして、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによりまして職員の健康管理に努めてま

いるというものでございます。

また最後に、メンタル面の不調によりまして休職された職員への取組ということで、具体的なものということでございます。

メンタル面の不調によりまして休職した職員への取組につきましては、基本的には心の健康問題により休職した職員等の職場復帰支援の手引きを作成しております。こちらの手引きに沿って進めているものでございますが、その中で管理監督者は長期の休暇、休職を開始する職員に対しまして、まずは療養に専念するよう安心させるということと同時に、休暇、休職中の事務手続等の手順につきまして説明を行っているというところでございます。また、休暇、休職中は対象職員や家族、場合によっては主治医の方と連絡をとるなどのケアを行うことにしております。対象職員から職場への復帰の意思があった時は、主治医による職場復帰可能の判断が記された診断書をもとに、安全でスムーズな職場への復帰を支援するための具体的なプランも、対象となる職員や関係者と連携しながら進めてまいると、このようにしております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 長期で休まれている方々というのが今竹原市でどのくらいおられるのか。特に、仕事が原因の心身の不調によって長期に休んでおられる方というのはどの程度おられて、さっきなされたような対策が具体的にそういう人が復帰するのにどのような効果なり成果を上げているのか。こころの相談室においては、それを予防するということでありましょから、このこころの相談室による予防効果というふうなものは、どのような形であらわれているのか。

そういう意味で、慢性的な長時間労働というものが本当は最も原因となるところでありまして、それは当然人員の問題であるとか、あるいは職場の仕事の量の増大というふうな問題がその前提としてあるわけです。さらに、後でまた質問いたしますけども、正規の職員がどんどん減って、非正規の職員が増える。しかし、責任なりその仕事に対するそういう責任の度合いは、当然ごとく正規の職員の方に重くかかってくるというふうなことはあると思うのです。そういうことに起因して、正規の職員が大変な労働過重になるとともに、精神的にも病んでくるというふうなことが考えられるわけで、そういう意味では、抜本的な改善というのは今の働き方そのものがどういうふうになっているかというところにしっかりメスを入れなくては、いわばこれは対症療法の話ですよ、対症療法ではなくて

抜本的な改善のために今の職場環境、とりわけ正規の職員がどんどん減少していきながら、結局事務は管理の仕事が大変増えているという現状、そして現場はある意味では外部委託やそういうことが増えているので、市の管理の仕事はさらに増大するというふうなことになっているのではないかと。

そういう現状について、市としてはどのような把握をなされているのか、その点をお伺いいたします。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

まず1点目の、長期の心身の病気による職員というか、現在のところはそういった方はいらっしゃいません。職場に復帰されまして、職務に従事されているということでございます。ただし、いきなり復帰されてフルタイムというのはなかなか困難でございますので、午前中の勤務で様子を見ながらとか、療養しながらの復帰というものが前提となっていると思っております。人員の問題とか仕事量の問題が確かにございました。市長答弁の中で申し上げておりますように、多様な雇用形態という中で、正規、非正規の職員、臨時、非常勤の職員も活用しながら現在職務に従事しているようでございます。

働き方改革の話もございまして、本市としましてもこの改革に見合った形がどの程度うちでできるかということもございまして。今回非常勤職員の正規化についても御質問いただいております。そういった中で、必要な見直しは当然すべきでございまして、もともと時間外勤務の適正化というのは職員の健康管理が大変大きな重要な役割を担っておりますので、その点は踏まえて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 働き方改革の中で特に言われているのは、非常に労働時間が長くなっていると、長時間労働で、もっと言えば、本来ならば労働力を再生産する時間である8時間以外の時間に相当仕事が食い込んでいるということがそうした原因になっていると思うのです。したがって、時間外勤務が常態化することはますますそういう心身の不調を来しやすい。そういう意味で、例えば市のいろんな仕事の中に、あるところは非常に残業をたくさんしなくてはならない、あるところはそうでもないというふうなことも生じると思いますけれども、いずれにしても過重に超過勤務が増えているような状況に関しては、何らかの対策を講じなくてはならない。また、そういうことに対してしっかりチェックす

るために、この時間外縮減指針ですか、これが機能しなくてはならないと思うのですが、それはどういうふうな形で機能させようとしているのか、その点について伺います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 時間外勤務と縮減指針でございますが、先ほど申し上げましたが、平成22年4月に策定したものでございます。こちらにつきましては、要旨を申し上げますと職員の健康保持、増進、次世代育成支援等の観点から時間外勤務及び休日勤務の縮減を重要な課題と認識いたしまして、従来本市でもノー残業デーの設定など、そういった縮減を図ってきたところでございますが、ただし現実にはなかなか実行が困難な面もございましたので、その中で全職員が共通認識することによりまして、より一層時間外勤務の縮減を図っていききたいというものから策定をいたしております。

具体的な行動計画ということで申し上げましたとおり、管理職ないし職員、また全庁的な取組ということと、最終的には、冒頭もお答え申し上げましたが、職員の心身の健康への配慮というものでございます。こちらは、当然健康管理の面でございますが、議員からお話しございましたように、時間外勤務が一定の基準を超えた場合は、相当その職員に負荷がかかっていることは間違いございませんので、それをいち早く発見するというのが大事でございます。先ほどこころの相談室の話もございまして、確かに相談窓口として設置いたしまして、なかなか相談しにくい環境がある中でも、こちらが拾い上げて職員の声をいち早く聞きながら、必要に応じて適正な医師の診断を受けさせるということからも、職員の健康管理に向けて取組を進めています。これは、引き続き取り組んでいかなければならないと認識しております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 今働き方改革が非常に課題になった一つの原因として、電通の過労自殺の問題を一つの出発点として、多くの職場でそのような過労自殺が起こる。それが、なおかつ不払い残業といいますか、そういうものが非常に課題になってそれに起因しているということも多くのところで見られています。とりわけ、本来なら労使の間で残業時間の規制というものが決められていても、それを過少申告するというふうな事態もいろんなところで起きております。

竹原市においても、多分そういう過少申告のような事態があるのではないかと、そんなことも含めて、働き方そのものが、労働力がちゃんときちんと再生産できるような働き方に

なるような、そういう職場環境をつくるのが非常に大切だと思うわけですし、そういう意味では衛生委員会にいたしましても、あるいは労働組合と当局との話し合いにいたしましてもそういう点をしっかりチェックをしていく必要があると思います。とりわけ竹原市においては、かつて過労自殺で亡くなられた方が実際におられますし、そのなった原因などについてはしっかり解明をして、さらに現在の時間外勤務や様々な状況についても双方がしっかりチェックできるような衛生委員会であり、あるいは労使の関係なりというものをしっかり構築をしていくことが求められていると思います。とりわけ時間外については、決算審査やそういう中でもお伺いをいたしましたけども、間違いなく相変わらず非常に多くの時間外勤務手当を払わなくてはならない、そういう実態にあるわけですし、さっきお話をしました原因は、職員が少なくなっていること、とりわけ正規の職員が減っているということに原因があるということについてはしっかり見ておく必要があると思うのです。例えば、例の中核市やいろんな調査の中でも、例えば広島市は1割正規の職員が減っていると。そのことがいろんな影響をもたらしているというのは、竹原市においても言えることであると思います。そういう意味で申し上げたいのは、結果とかあるいは対策の前に根本的な原因といいますか、そういうことをしっかりチェックをして改善に向けて是非取り組んでいただきたいということで、1点目の質問についてはそう思います。

2点目の再質問でございますけれども、答弁によりますと地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって、臨時、非常勤職員の採用方法や任期の明確化がされるというふうに御答弁がございました。この地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって、臨時、非常勤職員の採用方法や任期の明確化というのは具体的にどのようなことを指しているのか、お答えを願います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

このたびの地方公務員法及び地方自治法の一部改正ということでございます。

こちらにつきましては、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時、非常勤職員が、議員のお話の中にもございましたが、これが増加しているというところから任用制度の趣旨に合わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないということから、非常勤特別職の任用及び臨時的任用を厳格化するということから、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化すると。また、新たな職といたしまして、会計年度任用職員に関する規定を設けるといふこととともに、この会計年度任用職員



に期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されたというものでございます。

国におきましては、これまで臨時、非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す必要があるということから、この新しい制度の導入に向けまして、事務処理マニュアルを作成をされております。こちらにおきまして、このマニュアルの中で、地方公共団体が実施すべき事項を定めているということでございます。このマニュアルに沿いまして手続等を進め、改正される法律の施行に支障がないよう努める必要があるということでございます。

本市におきましても、公務の運営につきましては任期に定めのない常勤職員が原則であります。国の流れに沿いまして、臨時、非常勤職員の任用根拠を明確にしまして、こういった制度の移行について検討しなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 私も何十年も市役所でいろいろな経験をしましたけれども、実は今までというか、かつては常勤が行っていた仕事が臨時、非常勤に委ねられているということが多くの職場で見られるわけです。一方では、アウトソーシングという形でそういう職場を民間委託をしたということもありますけれども、一方では本来正規の職員が行っていた仕事をほとんど臨時、非常勤の職員にやらせているという実態も間違いなくあると思うのです。そこを改善せずに、もっと言えばそういう非正規のものを正当化するような意味での、例えば法改正であるとするならば、むしろそれは問題で、同一労働、同一賃金ということが言われている場合、正規の職員と同じような同様の仕事をする方々に対しては、本来なら同様の条件をつくるというのが求められているわけでありまして。

今の法改正が、ある意味では常勤と非常勤のいわば固定化というふうなことにつながる危険性も私は感じるわけでありましてけれども、申し上げたいのは、竹原市の場合ももう10年以上も臨時、非常勤という格好でずっと働き続けておられる方がいる。ただ、その方はやめろと言われたらやめざるを得ないような環境の中に置かれているわけで、いわゆる非常勤、臨時ということでそういう環境に置かれている。しかし、10年、20年竹原市で一生懸命働いてきて、ほぼ本来市がやるべき本来の仕事をしっかりこなしている方については、例えば市の職員にきちんと登用するような仕組みをつくるのが本来やるべきことではないかと思えます。

国の制度設計の話でありますけれども、しかし竹原市として職員、あるいは臨時、非常

勤の職員をもっと大切にするという観点からすれば、いかに正規の職員にその勤務や労働条件というものを近づけていくかということを追及する必要があると思いますが、そのような改善策についてお考えをお持ちかどうかお伺いたします。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

臨時、非常勤の話でございますが、政府が策定しております働き方改革実行計画におきましても、大きな柱の中に同一労働、同一賃金など非正規雇用の処遇改善というものがございます。これは、根底にありますのは働く人の視点に立った働き方改革と、こういった意義に通ずるものがあると思っております。冒頭市長が御答弁の中に申し上げましたが、この改革の目指すところは働く方一人一人がよりよい将来の展望を持ち得るようにすることということ。また、多様な働き方が可能な中において自分の未来をつくっていくことができる社会をつくる、意欲ある方々に多様なチャンスを見出すということがこの改革の目指すところとなっております。適正な任用の確保ということから今回法律の改正もなされております。

本市といたしましても、その法律の趣旨でございます非常勤特別職の任用及び臨時的任用の厳格化ということがございます。この制度の明確化、また新たに職もできるということでございます、議員からお話でございますように、これまで長い期間臨時、非常勤職員として従事されている職員がいらっしゃるといのは、私どもも当然承知しておりますので、適正な運用ということは常日ごろから検討しておりますし、今後も引き続き検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 実は、中国新聞の論説委員の石丸賢という方が、働き方改革についてということで次のように書いておられます。働き方改革というと聞こえはいいが、労使の綱引き次第でどうなるかは見当がつかない。体のいい働かせ方改革へと成り下がらないかといった不安も働く者の側にくすぶってしまう。もし、労働負荷の拍車が変わらぬどころか強まり、勤務時間の縮減だけが進めばどういう末路をたどるか、心身がパンクしてしまう懸念さえ拭えない。新入社員の女性が過労自殺に追い込まれた大手広告代理店電通の事件でも、現に長時間労働の規制ばかりに焦点が当たり過ぎているように思えてならない。駆け出しの社員まで追い詰めた業績ファーストの経営風土に加え、聞くにたえない上

司のパワハラを見て見ぬふりした職場の空気も病根ということだろう。というふうに述べまして、その後に県内で非正規労働者全員の正社員化というのを行った広島電鉄のことが述べられています。

広島電鉄は、9月中旬から短時間正社員制度を導入すると発表しました。これは、いわば非正規の人を正社員化してその労働時間に関しては多様な働き方を認めた上で、なおかつ正社員だということなのです。その記事が、選べる労働時間、広電導入ということで、広島電鉄は9月中旬から短時間正社員制度を導入すると発表した。理由は問わず、本人の希望に応じて勤務時間が決められ、フルタイムに戻ることも可能。希望者を転換させるほか、新規採用者にも適用する。同社は、少子高齢化が進む中、多様な働き方が選べる環境を整備して人材を確保したいとしている。同社は1,734人の正社員のうち、電車の運転手と車掌、バスの運転手が7割を占める。勤務時間はシフト制で、早朝、深夜の勤務もあり、1日の労働時間は7.5時間だが待機時間などで拘束時間は10時間を超えることもある。65歳の定年前でも不規則な勤務による体力の不安から短時間勤務を望む人もいたため、数年前から検討していた。

今回の制度では、理由は問わず3カ月以上の希望期間、希望する勤務時間を選べ、3歳までの子どもを持つ社員を対象としていた育児のための短時間勤務制度は廃止する。フルタイムだが週3日などの働き方も可能で、労働時間に応じて本給を決め、ボーナスも短縮した時間分を控除して支給する。退職金は、短時間勤務期間中は加算額をフルタイムの50%で計算するという。短時間勤務の社員が増える分をカバーするため、65歳の定年以降も再雇用するシニア社員制度の対象を66歳から70歳に引き上げる。同社労務課の岡本課長は、今は少ないが女性の乗務員も増やしたいという狙いもある。子育て中に短時間勤務で入社してもらい、育児が終わったらフルタイムになるなどライフスタイルの変化に応じて労働時間を選択できると話している、という記事が載っています。

私たちの身近なというか、広島県内のそういう職場でこのような改善がなされて、これはまさに働き方改革として臨時、非常勤の正規化、それから賃金、労働条件を見直すべきだということにつながる話であると思います。だから、さっき若干の改善として、臨時、非常勤の人にも、例えば期末手当を出すというふうなこともその一つでしょうけれども、そういう意味では、さっき言った同一労働、同一賃金で同じように働きながら、そこにある大きな格差をどう縮めていくかということについては、もっと具体的な検討が要るのではないかと、そしてそれは同時に、働いている人の多くは竹原市民であるわけですから、そ

の竹原市民の賃金や労働条件が改善されることにもつながるわけで、ある意味では市役所がそうした市民全体の賃金や労働条件の目安となるような働き方をつくらなくてはならないというふうに思うわけでして、ここで一つ広島電鉄の例を出したのは、もちろん職種やそういうこともいろいろ違いますけれども、しかし考え方として、そういう考え方がこれから働き方について、働かせる方の側にそういうふうな視点が必要になってくるのではないかと、そういう意味でこういう広電の取組を見て、竹原市としての改善方向というふうなものがあればお答えを願いたいと思います。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） お答えいたします。

県内の他の事業者さんの取組も、今おっしゃられた点も踏まえましてでございますが、このたびの働き方改革の実行計画で、先ほど柱の話を申しましたが、今回13ほど柱がございます。

まず1点目が、働く人の視点に立った働き方改革の意義。2点目が、同一労働、同一賃金など非正規雇用の処遇改善。3点目が、賃金引き上げと労働生産性向上。4点目が、罰則付時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正。5点目が、柔軟な働き方がしやすい環境整備。6点目が、女性、若者の人材育成など活躍しやすい環境整備。7点目が、病気の治療と仕事の両立。8点目が、子育て、介護等と仕事の両立、障害者の就労。9点目が、雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職、再就職支援。10点目が、誰にでもチャンスのある教育環境の整備。11点目が、高齢者の就業促進。12点目が、外国人材の受け入れ。最後13点目が、10年先の未来を見据えた労働マップということでございまして、これは今回協本議員から御質問いただいたこと全てを網羅しておりまして、働き方の総合的な取組を定めていると、このように考えております。

本市におきましても、この改革におきます本市に適した取組を検討する中で、今後の展開を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番協本茂紀議員。

14番（協本茂紀君） 是非、今提案をされたそれぞれのことが実現するような努力をお願いをしておきたいと思います。

それでは次に、教育現場における過労死、過労自殺に対する予防対策について再質問をいたします。

改めて問いますが、市内の小学校、中学校の教職員の一月平均の超過勤務は何時間ですか。2015年から2016年度、さらに2017年度の一月平均の超過勤務時間はどのように縮減したのですか。さきの答弁にあったような取組によって、改善の兆しはあるのか伺います。時間外在校時間が過労死認定基準の月80時間を超える勤務をしている教職員は、小学校、中学校でそれぞれ何人いるのか。また、週平均60時間を上回っている割合は、小学校が26.7%、中学校が41.1%との答弁がありましたが、これについても取組による改善はどのように進んでいるのか、この抜本的な解決策について伺います。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 市内の小中学校の教職員の時間外在校時間やその改善の取組状況という御質問でございます。

まず、市内の小中学校の教職員の一月平均の時間外在校時間でございますけども、平成29年7月の状況でお答えいたします。

小学校の教職員の一月の平均時間外在校時間は2時間、それから中学校は2時間20分ということになっております。それから、平成27年度、8年度、9年度の一月平均の時間外在校時間をどのように縮減をしたのかということについては、これはまず時間外在校時間の状況でございますけども、平成27年度においては、小学校で2時間、中学校で2時間10分。平成28年度におきましては、小学校で2時間10分、中学校で2時間40分。平成29年度におきましては、小学校で2時間、中学校で2時間20分というふうになっております。昨年度から、休日出勤の記録方法が変わっておりますので、同一様式の昨年度と今年度で比較をいたしますと、1日平均で小学校で10分、中学校で20分の減少ということになっております。

平成27年度に比べまして、平成28年度の時間外の在校時間が増加した要因といたしましては、週休日の時間外の在校時間の集計方法が学校によってやや違いがあったということで、週休日における集計方法を調整した関係で27から28の時間数が増加している状況になっております。

また、これらの縮減の取組の結果、改善の兆しは見られるかという御質問がございました。時間外在校時間の平均時間数でもあらわれておりますように、少しずつではありますけども減少している状況でございます。取組の具体的な中身でございますが、部活動の平日また週休日における週2回の休養日の設定であるとか、一斉閉庁日の設定また教務事務支援員等の人的配置を取り組んでおりますので、今後もこうした取組を継続して進めていきた

いというふうに考えております。

それから次に、月80時間を超えている小中学校の教職員はそれぞれ何名かという御質問でございますが、月80時間を超えている教職員数は、小学校で2人、中学校で6人。昨年度は、小学校が4人、中学校が11人ということでございましたので、昨年度と比較をすると減少している傾向にあると。なお、今年度の7月以降でございますが、80時間を超える教職員につきましては、各学校長から改善計画を提出をさせていただきまして、教育委員会でヒアリングを行うということで取組を進めております。

次に、週60時間を上回っている教職員への取組による改善はどうかという御質問がございました。昨年度から小学校では29.4%から26.7%ということでマイナス2.7%、中学校では48.2%から41.1%ということでマイナス7.1%と減少傾向にございまして、取組による改善は進んでいるものというふうに考えております。

最後に、時間外在校時間の解消に向けた抜本的な解決策という御質問でございますが、教育委員会としましては、各学校に対しまして業務改善に関する研修を進めたり、情報提供をしたりするなど、学校ごとに業務改善の取組を進めております。また、提出書類の様式の変更、そして様式のデジタル化、部活動の一斉休養日、また一斉閉庁日等の設定、先ほども申し上げましたように、教務事務支援員等の人的配置等学校の業務を軽減する取組を行ってございまして、今後においても業務改善につながる取組を積極的に進めてまいりたいと考えております。また、国や県の動向等を注意深く把握しながら、市としましてでき得る限りの取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） いわゆる超過勤務が非常に多くなる要因としては、例えば本人が改善計画を出したのをチェックして、それを直させるというふうな問題ではないと思う。今の学校の様々な仕事の中に、大変いわば超過勤務になる要因がたくさん込められているということだと思うのです。

例えば、女性教諭の1日というのは中国新聞の記事でしたけども、読売新聞も同じ日に別の女性教諭の1日を載せていました。どちらも同じように朝7時に出勤して夜12時に家に帰るといふような勤務形態になっておりました。これは県教委やそういうところの問題でもあるのですけれども、大変今遠距離通勤の方が増えてきていると。例えば、校長先生もほとんど地元にはいないからもし何か起きて来るとが大変でなかなか来れないとい

うふうな実態になっているところもたくさんあると思うし、先生も何か事があった時にもなかなか学校には行けないというふうな実態になっているのは、もともと人事異動や配置の仕方に大いに問題があるのではないか。

昔の話をするようすけども、私らが小学校に行っているごろには、忠海町に先生は皆住んでましたから。小学校の先生は、ほぼ忠海のまちに皆さん住んでおられて、例えば地域での様々な子ども会にも先生はいつでも関与できるような仕組みになってましたけども、今先生が地域の子どものそういう行事になかなか参加することなんかは非常に困難な実態になっている。それだけではなくて、先生はそれがなくても残業や仕事が非常に過重になっているということだと思う。

この先生の非常に大きな多忙化というのは、当然教育内容にも影響を与えるわけでして、夜の12時に帰って朝7時に家を出なくてはならないような勤務が連続するようであれば、それは当然のごとく先生の心身の不調や、あるいはその仕事そのものに過重な影響を与えることは間違いないと思うのです。これは、人事異動をするのは県教委だからと言えばそれまでだけれども、しかしそういうことに関して、もっと先生がそれぞれの学校の近くに住めるような、あるいはそこに住んでいる人をできる限りそこで採用するような、そういうふうな取組はできないのでしょうか、その点を伺っておきたい。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 先ほども御答弁申しましたけども、我々としましてそういう教職員の業務改善については重要な課題であるというふうに認識をしておりますので、今回議員の方もこういう御質問の中で、国等の実態等も御紹介いただいた中で、我々としましては今後も国や県の動向等を注意深く把握をしながら、市としてでき得る限りの取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 地域の教育力ということ言えば、例えば社会教育においてもその他の様々な教育においても、地元先生がおられることというのは非常に重要であると思うのです。例えば、人権教育推進協議会なんかは今もなかなか学校の先生が一番参加しにくいというのが現実であります。そういうことを考えれば、できる限り職住接近を図ることというのが、ある意味で先生の働く条件を改善する上で、非常に重要な意味を持っているのではないかと。ましてや、先生が地域におられて地域の活動にも様々な形で関与されることは、その後、退職後も地域の様々な活動の中で、リーダー的役割を果たすという

意味からしても効果や意味のあることだと思ふのです。

そういう意味で、これは県の人事配置もありますけども、当然竹原市教育委員会もそうした人事配置を要求する機会はあるわけでございますので、そういう取組をやって、是非竹原市で育った方が竹原市内で先生になって、そして竹原の地域のために貢献するという事は、竹原市にとっても非常に有益なことであるわけであります。そういう視点を教育委員会が持って、様々な人事の異動などの際にそういう働きかけをすることによって、それをもし全ての市町の教育委員会がそういう働きかけをすれば、もっと地元や郷土に根差した教育環境というものができるのではないかと。ましてや、竹原市が多くのお金で奨学金やいろんなものを出して、大学に行った方が地元に戻ってこられることにもつながってくるとすれば、それは地域にとって大変有益なことであります。地方自治体は、そういうことを考えなくてはいけないのではないかと、そういう意味で今東京一極集中というふうに言われている中で、地方にそういう有望な、有能な先生を引き戻すことも我々に課せられた任務であると思ふますので、そこらあたりの教育長の決意をお伺いいたします。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 先ほど来、脇本議員さんが御指摘のとおり、県教委といたしましては広域を旨とした人事交流を今行っているところであります。竹原市教委といたしましては、竹原市教委ばかりではございませんけれども、そういった中でも、各学校にその地域に根差した人を数多く居続けさせてほしいという旨を毎年何度も要望しているところでございます。そういったことを通して、より多くの地域の人材を確保していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 竹原市の出身で活躍されておられる教育者はたくさんおられるわけですし、そういう方々を我々は育て、また大事にしていくということが大変重要だと思いますので、あらゆる機会にそういう働きかけを是非お願いをしたいと思ふます。

それでは、大きな2番目の忠海西小学校の活用策について再質問をいたします。

旧忠海西小学校を含む旧学校施設の活用策につきましては、地域の活性化など将来のまちづくりの推進を検討する上で大変重要な課題であり、本市における利活用の基本方針として、その財産を全市的なまちづくりの推進に有効利用される必要があるものと考えており、その次に本格活用されるまでの間は、暫定的に地域コミュニティの場などに利用していただくことも視野に入れ検討を進めていく必要がある。御提言のありましたまちライブ



ラリーなど様々な利活用案を検討する中で、地域住民等が将来にわたり利用したい場所や管理体制などを勘案しながら、施設全体の複合的な利活用策を提案してもらうことも必要である。現在、忠海地区において魅力あるまちづくりに向けたワークショップをはじめとした地域住民等による地域全体のまちづくりに関する様々な議論が行われていることから、旧学校施設においても地域住民等の地域振興を目的とした利活用の要望に可能な限り応えていけるよう、市長部局とも十分連携を図りながら検討してまいりたいというのが答弁の内容でありました。

その答弁に従えば、例えば私が提案しておりますまちライブラリーというふうな取組は、直ちに開始しても御異議はないということなのかどうか、その点をお伺いします。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今回、議員の御提言につきましては、住民が主体となって管理、運営面も含め、事業の道筋を決めていくために実験的な、社会実験といいますか実証的な取組を地域の方が要望またはそういうことを進めたいということがあった場合、市としては積極的に施設を使用させるべきではないかといった趣旨だというふうに我々捉えております。

地域住民の要望に応じた、今回暫定的な利用と申し上げたことにつきましては、施設全体の複合的な利活用をまとめる上で、一定には必要ではないかという考えも持っております。こうしたことから、地域住民のそういった考え方、運営の仕方、そうした自立した運営が図られる施設の利活用に関しましては、実証的な事業も含めて事前にそういった関係者の方々と調整できればというふうに市は考えております。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 結局、忠海西小学校が空き家になって、もう相当な年月がたつわけです。確かに、余りにも大きい施設であるし、そういう意味では、これを管理、運営するということになるのと相当な力がないと、なかなかこの全体を管理、運営するというのは大変な仕事ですねということは多くの方がそう思われていると思うのです。しかし、そのまま放置しておれば、維持管理費は依然としてかかっているわけで、それはある意味では全く捨てるような話であります。それに対して、どこからか端緒を見つけ出さなくてはならないと思うのです。例えば、この全部を管理するのが決まるまではそのまま放置しておきますよということは、結局荒れるに任せるということにならざるを得ないというのが今日までの状況だと思う。すると、忠海のまちの住民にとっては、関係ない話になってしま

うと思うのです。だから、住民の方が自ら参加し、参画し、そして自らがつくり上げていくような営みというものが一方であって、そして全体の管理をこれから将来考えていくことの非常に重要な一助になればというふうには私は思うわけでありませう。

その意味から、一つの教室が始めて、2つ、3つというふうに教室を増やしていくために、それはさっきも言いましたように、市民というか町民の中には様々な能力や、あるいは財産を持っておられる方がいるわけで、それで忠海西小学校を活用したいと思われておられる方はいます。今までも、例えばこれだけの物を持っているのだけど、竹原書院図書館で引き取ってもらえないかという大抵が断られているわけです。そういう人たちも、自分のいわば一生の仕事としてやってきたことの一つに、遺産としてそういうものを是非後生に残したいというふうに考えておられるわけで、そうした市民の気持ちに応える意味からも、私が申し上げたような取組が必要なのではないかと。

既に具体的な名前を上げましたのは、そういう方々はそのようにおっしゃっておられて、そういう場があれば是非寄贈したいというふうに言われております。そういう方が1人や2人ではなくて、私は何人もおられると思いますし、それだけでは確かに十分でないと思います。さっきの地域の活動的な方々がそこに入ってこられるとしたら、例えば訪問看護ステーションでありますとか、あるいは地域のコミュニティの様々な活動をされている団体でありますとか、そういうところも事務室がないということで大変困っておられる。

そういう意味で、将来的に考えればあれだけの大きな建物ですから、私が思うのは東の2階の端に図書室があると。その次、その次とずっと教室があるので、その教室を1部屋ずつそうやって住民の力で増やしていくというふうな取組。そして、1階は事務室として必要な人が、東の端から徐々に増やしていけば、真ん中までいけば3階がつながるので、3階には音楽室と工作室がある。忠海で音楽活動をやられている方にお伺いしたら、あの3階の音楽室は是非とも使いたいと。ミニコンサートをやるにもいいし、ピアノもあるし、ましてあの階段状になっているあの施設は非常に音楽的な効果もあるので、是非使いたいという話ですし、一方の工作室の方は、例えば金工とか木工とかそういう活動をされている方々にとっては、是非そういう拠点が欲しいという意味で、3階はある意味で使いたいという場所であります。ただ、3階だけを使い始めるというのはなかなか難しい、建物の構造からしても難しいので、東側半分を何とか使えるようになれば3階も有効に活用できる。すると、西側は調理室であるとか、あるいはかつて給食の配膳をやった給食室で

あるとか、そういうものが残っているし、上は教室ですから、ある意味で民泊とか、あるいは大久島に来られる方の一時宿泊とかということにも使おうと思えば使えるし、そういうことをやろうという方がおられれば、西側の半分というのは使い勝手も含めて、これまでの利用方法からすると民間に呼びかけても利用者が出るのではないかと。

そういう意味で、あの全体を全部一括総合管理するというのは大変ですけども、そうやって埋めていくことによって、それぞれがいわば主体になって、主人公になってその管理というものを考えていくという意味では、大変住民にとっても意味のあることですし、もしそういうふうにしてあそこで何かをやりたいと言っておられる方にとっても意味のあることだと思います。ある意味で、これからそういう学校が廃校になるところが増えてくることを考えれば、一つのモデルケースとしてそのような取組をやっていくことが今求められているのではないかと。我々も、もう古希に至るわけですけども、我々にとっても忠海にそういう我々の遺産ではないけれども、我々の文化とか学術とかそういうものを後生に引き継いでいく意味でも、今この時期にこういう取組が必要ではないかというふうに思っております。

そこで、先ほど申し上げたのは、それを始める時にいや、それは貸しませんよと言われると話ははなからないわけで、だからまずそういう試みをやる際に、そういう許可というものが是非いただきたいという意味で質問を申し上げますので、その点の御答弁をお願いしたいと。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 旧忠西小学校の学校施設の利用について今回御提言をいただいております。我々としましても、先ほど来御答弁申し上げますように、施設全体の一括した提案を求めている、当然その部分もございませうけれども、地域として部分的に、専用的に、一時的なこともあるかもしれませんが、そういう地域のニーズもあるというのを承知した上で、一定にはそこは全体的な施設を提案していただく上でも、その地域の使いたい地域要望については特記使用といいますか、特別使用的にここの部分については地域が使いますよといった状況の中で、全体の活用、提案を求めるという方法も一部で考えております。しかしながら、議員の方から御提案ありましたように、施設全体の利活用がまとまるまでには一定程度の期間を有するというところでございませうので、我々としましても、地域住民の要望に応じた暫定的な利用についても当然検討の対象には入れていくべきだろう、その中で、今議員の方から御提言があった中にも、今私が申しましたよ

うに、専用使用であるのか、定期、不定期的な使用であるのかといったような部分は、一定の整理が必要になってまいりますし、その使用の目的に応じては、使用の用途変更等々規制もかかることもございますので、まずはそうした地域住民の方から自立した事業の提案、これについてはある意味前向きに考える中で、事前にそういった関係者の方々と我々の方で、市の方で調整をさせていただければというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（道法知江君） 14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 今、魅力あるまちづくりに向けたワークショップというのが行われております。この中でも、例えば城山であり宮床海岸であり、それから石風呂であり、勝運寺であり、そういう忠海の西部地区の歴史や文化やいろんなそういうものをちゃんと活用した地域づくりというふうな提案がなされて、そういうワークショップも一方では開催をされております。いずれも歴史ある建物や地域があるわけで、また例えば勝運寺で言いましたら参禅道場などもあったり、あるいは浦宗勝の様々なものがあったり、そういう意味で忠海西部地区に位置する小学校で、なおかつ今回道路が小学校までは来るということになれば、例えばいろんな図書館にしろ様々な文化的な要素にしろ活用の幅は広がってくるというふうに思うわけであります。

もちろん、魅力あるまちづくりはそのことだけではなくて、まち全体の将来像を様々な分野、様々な角度で今ワークショップがやられておりますけれども、我々としては忠海西小学校というせっかくの財産を、いわばこのまま壊してしまうとか、あるいは荒れたままに放置しておくというのは見過ごせない。したがって、まず我々の力でやれることから順番にやっていくということが大事ではないかと。なおかつ、1階に入りたいと言われていた事務室とか、あるいは倉庫として活用したいという方々は、今にでも即使したいという方々はおられるわけで、そういうことも含めて、さっきお話がありましたように、もちろん全体の全体像というものを全く抜きにしてそういうことはできないわけで、ただ部分的にでも始めていなければ全体像がつかれないということもありますので、その相乗効果を狙って、そういう様々な社会実験をやっていくということは、今この時点では大変重要なことではないかと。そういう意味で、私はそういう社会実験をやることについては是非許容していただいて、そしてその輪が広がることによって、本当に住民の住民による住民のための施設になってくれれば、小学校も本望であるということだと思っておりますので、是非この忠海西小学校の活用策について、多くの住民が参加をしてしっかり議論をして、私

らがつくるのだと言ってみんなが思うような、そういう学校のこれからをつくってまいりたいと思います。

そういう意味で、行政もあるいは教育委員会の方も是非サポートをいただきたいと同時に、そうした将来像をつくるためのお互いの意見のすり合わせや意見交換というのをしっかりやって、本当に我々忠海町民からしたら歴史的な財産である忠海西小学校を次世代にちゃんとした財産として残していくというのは、我々に課せられた任務でもあると思いますし、とりわけ忠海の歴史や文化や教育や学術や、そういうものの一定の成果というものをあそこに集約するということは、学校にとっても、学校の建物本体にとっても大事なことでというふうに思いますので、是非これからいろんなことで住民と行政が一体になってこの改善に全力で取り組んでいきたいというふうに思いますので、そのあたり最後に市長の決意を伺いまして、終わりにしたいと思います。

議長（道法知江君） 市長。

市長（吉田 基君） 来年の4月には、吉名小学校、吉名学園という、順調にいけば、小学校の忠海東、西、吉名小学校の今まで教育費として維持しながらやってきた経費が、幾ばくかの節減にはなっております。忠海西小学校は、御存じのように今道路を延伸して、とにかく学校まで、運動場まで、当初は途中までであったのを駐車場としてという、大久島の混雑、駐車場の問題がありましたし、利活用という点については脇本議員ともこのことについては公式の場ではなくて個人的な話の域を出ないのですが、思いをぶつけ合ってきたというふうに思っております。

ただ、プレーヤーの問題とか経費の問題、いろいろな中でどのようにしていくかという、これは空き家問題もあります。同時に、観光をどのように動かしていくか、お話の中にゲストハウスということもありましたし、ライブラリー、またあらゆるコンサートの利活用、こういうことを真剣に、前向きに教育委員会とも協議して頑張って何らかの対応はやっていきたいというふうに、1番はどのような受け皿づくりができるかということにかかっていると思います。その運営する人の能力によって、生きるも生きないも私はあるのではないかというふうに思いますので、どんどん積極的な御意見を賜りながら、また私たちも財政的な面からのことがハードルになるかならないかは、できるだけ自立した運営をしていただけるような形を歩み寄って構築していくというふうに受けとめていただければありがたいと思います。ありがとうございました。

議長（道法知江君） 以上をもって14番脇本茂紀議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後 0時57分 再開

議長（道法知江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、松本進議員の登壇を許します。

13番（松本 進君） こんにちは。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず第1番目には、市の覚書、すなわち商工会議所、また住民との覚書、この対応について市長にお尋ねします。

竹原市公共施設スケジュール案、7月25日の資料ですけれども、これでは福社会館の解体撤去、新施設の建設がそれぞれ予定されております。そこに商工会議所が賃貸で移転、使用する予定です。しかし、平成29年8月1日付け、竹原市と竹原商工会議所との覚書には、解体撤去、新施設建設、商工会議所の必要面積、賃貸料、管理料等々は白紙状態です。

そこで市長に質問します。

市と商工会議所との覚書は、第1条で合同ビルの移転が大枠で決められ、第2条で重要な内容は協議事項に委ねられています。覚書第2条の協議事項はどこまで進展していますか、伺います。特に、必要な面積、賃貸料、管理費等の負担限度額の確認はどのようになりますか。また、法令遵守のもとで覚書第2条の協議事項の確定や協議内容の報告などの期限を決めた取組が必要と考えます。また、覚書と契約書との違いや覚書の合意不成立の時は庁舎移転は白紙状態となりますか。お尋ねしておきたいと思います。

次に、事業スケジュール案では、福社会館の解体撤去は2017年10月から始まって2018年10月完成、解体撤去。新施設建設は、2019年9月末に完成予定です。解体撤去による現在の市長部局や福社会館、児童館、図書館等々の機能はどのようになりますか。必要な面積、建設規模、事業費の概要と財源をお尋ねしておきたいと思います。

3点目には、事業スケジュール案によると、新庁舎合同ビルの整備は2018年10月から2020年9月末までとなっています。福社会館の解体撤去後の新施設建設完成予定は2019年10月ですから、合同ビル使用中の竹原商工会議所はどのような扱いとなりますか。お尋ねします。

4点目として、仁賀ダム関連の住民との覚書実行の誠意ある対応について伺います。6月市議会の私の一般質問後に、当事者の住民が市長に申し入れを行いました。私も同席いたしました。住民の方は、平成27年1月22日に協議したとの市長答弁は事実に反すると怒りと苦情の申し入れが行われました。住民の方は、私から市の建設課長に電話しました、その内容は仁賀ダムの残土処分跡地に太陽光パネル設置が主な内容です、市道赤坂中仁賀線については、土地所有者の私に無断で工事を行っている旨の指摘でありました。そこで市長に質問いたします。

平成27年1月22日に協議したという市長答弁は事実に反しており、この撤回と謝罪を求めますが、市長はどのようにお考えですか。

次に、この市民との覚書で竹原市の誠意ある対応を今後どのようにされますか。6月議会で市長は、見解が相違している、合意に至っていない状況だとの答弁です。この覚書の締結は、平成18年2月8日付けです。市は、覚書を実行する上で、課題をどのように整理していますか。11年余り経過した今日、合意に向けた見通しはありますか。いつごろとお考えなのかを市長の答弁を求めておきます。覚書の内容の実行ができない時は、竹原市の対応についてもお聞かせください。市は、見解の相違と一方的な判断のもとに市道工事を建設されています。このことは、竹原商工会議所との覚書についても、双方の合意がなくても合同ビルから竹原商工会議所の移転はあり得るということですか。市長の明確な答弁を求めます。

次は、教員の長時間勤務の解決についてであります。

文部科学省が10年ぶりに実施した2016年度の公立小中学校教員の勤務実態調査では、中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上勤務し、厚生労働省が過労死ラインとしている月80時間以上の残業をしていることがわかりました。教職員の多忙化の解消は待ったなしの課題と考えます。長時間勤務の要因の第1は、2008年の学習指導要領改訂で、小中学校とも授業時間が増えたこと、それに伴う教材研究などの準備時間が増えたこと。第2は、特に中学校では部活動の指導時間が10年前から倍増していることです。今後、新学習指導要領が2020年度から実施されれば、小学校の英語教育の拡充や道徳の教科化など授業時間がさらに増やされていきます。教員の負担増は避けられません。教員の長時間労働は、子どもたちの教育にも深刻な影響を及ぼします。激務に追われて、子どもの話にじっくり耳を傾けることや授業の準備もままならない、勉強の遅れている子に丁寧に教える時間がない等々。多くの教員が過労死しかねない苛酷な勤務状

態をこれ以上放置することは許されません。国と自治体は、教員の生命、健康のためにも、子どもの教育のためにも、直ちに長時間労働を解決する責任があります。いま何よりも必要なことは、教員の数を大幅に増やすことです。

そこで教育長に質問します。

この間、教員の長時間勤務を解決する具体的な人員配置増と時間短縮の成果はどのようになっていますか。

次に、文科省は2018年度、教職員定数を増員し、小学校の英語の専任教員を大幅に増やし、学級担任が受け持つ授業の負担を減らす。事務職員も増員し、学校の運営体制を強化する。これは、深刻な長時間労働に対応したものと報道されています。また、部活指導員制度が2017年4月からスタートしています。竹原市の小中学校の長時間勤務の負担軽減に、具体的にどのように反映していますか、教育長に説明を求めます。

次は、教員の勤務状況は、出退勤の把握と管理、残業届、法的根拠、現行長時間勤務の認識についても伺っておきたいと思います。

3番目の質問は、市介護保険の施設増床、サービス計画等について伺います。

特別養護老人ホームに入りたくても入れない待機者は全国で約36万6,000人、2013年の52万4,000人より約16万人減りました。これは、安倍政権による介護保険制度の改悪で、特養入所を要介護1から原則要介護3以上に限っているためであります。

そこで市長に質問します。

2016年9月の決算資料では、竹原市の特養入所待機者は3施設合計で418人。そのうち、在宅待機者は148人で要介護3以上は69人です。現在、市内の特養待機者はどのようになっていますか。

また、竹原市の7次介護保険計画では、特養ホーム施設の増床数はどのようになりますか。昨年12月市議会の介護補正予算で、特養ホーム施設の増床を求める私の質問に対して、市長答弁は、北部とか、吉名とか、必要ということは重々受けとめております。ただ、計画の中でどのように当てはめていくかという、他の事業との関連の中で、できるだけ何とかしたいという思いは強いのですが、検討させていただきたいということでありました。この発言を踏まえた明確な市長の答弁を求めておきます。

次は、民生都市建設委員会、私の所属する委員会ですけれども、6月1日に市内特養施設の研修会を行いました。そこで私は、特養待機者を解決する課題と行政への展望、こう



いった質問をしました。そこで、施設側の説明では、自宅で待つ人はいないとか、特養施設をつくれば入居できるとは限らない、こういった趣旨の説明がありました。この説明は、特養施設に空き、すなわち入所可能、こういったあきがあり、特養待機者はいないということですか。伺っておきます。

また、要介護3以上の在宅待機者は、入所申込者評価基準の評価点100点満点で何点以上までが入所できますか。評価基準の評価項目の介護者の状況が、介護者が就業等で介護が困難の配分点は30点中5点となっています。この評価基準では、要介護者、家族が特養入所を強く望んでも入所の実現はできないのではないのでしょうか。離職ゼロという国の政策から見ても、不適切な特養入所基準ではないのでしょうか。市の説明を求めます。

次は、要支援1、2の介護サービス、すなわち訪問介護、通所介護が保険給付から外され、市が提供する総合事業に移行されています。移行前後の介護サービスの利用者数、負担額や利用時間等サービスの量、質の変更はどのようになっていますか。竹原市は、介護施設事業所の経営と運営の把握、総合支援事業の課題と対応はどのようにされていますか、お聞かせください。

次は、介護職員の処遇改善の進展と課題についても伺います。

次に、竹原市の介護被保険者数、介護認定者数、各要介護度判定者数についても伺います。

次は、今年5月成立した改定介護保険法では、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化のため、市に財政優遇（財政的インセンティブ）を付与する規定が設けられました。市は、国が求める施策や目標を定め、国は市の実績を評価して、これとリンクさせた市への交付金が付与される仕組みです。個々の事業所は、自治体から自立などの結果が求められることになり、介護状態の改善が見込まれる利用者を優先的に取り込む選別が起こりかねないと懸念されています。

市の対応や、この制度の認識についても市長にお伺いしておきたいと思えます。

以上が壇上での質問です。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

市長。

市長（吉田 基君） 松本議員の質問にお答えをさせていただきます。2点目の御質問につきましては教育長がお答えをいたします。

まず1点目の御質問についてであります。竹原商工会議所と交わした覚書に基づく協

議の状況につきましては、福社会館の解体撤去後に整備する新施設を市全域を対象とした産業振興及び雇用促進の拠点と位置づけた上で、その施設の一部を商工会議所に賃貸させることから、市と商工会議所が共同して行うことで効果が発現できる業務等の検討を行っているところでございます。

今後におきましては、その検討結果に応じて、市と商工会議所それぞれの業務に必要な面積やレイアウトを確定させ、その面積の広さ等に基づき賃貸料や維持管理のあり方について決定してまいりたいと考えております。

このたびの覚書の締結につきましては、竹原商工会議所の事務所移転に関して合意した事項について確認を行うとともに、必要な協議事項について定めたものであり、今後の契約締結に向けた事前行為と位置づけております。

竹原商工会議所が事務所移転を行うためには、覚書の協議事項にも示すとおり、新施設を使用するに当たっての本市と竹原商工会議所の必要な業務スペース及び費用負担等を確定する必要があるため、この施設移転に向けて関係法令を遵守し相互に協力してその結論を得ることとしております。

各種行政機能の配置につきましては、現在市庁舎等に配置している各事務執行スペースについて、市民等の利用者の利便性確保や組織内における意思決定の迅速性を高める必要があることから、これを集約することが望ましいと考え、たけはら合同ビルへの移転を計画いたしております。

児童館など子育て支援サービスを提供する機能につきましては、その機能を発揮するために必要なスペースが確保できるとともに施設の現有機能を有効活用するための勤労青少年ホーム3階に、また図書館につきましては、その機能を発揮するために必要なスペースが確保できること、耐震性能を満たすなど安全性の確保ができること、一定の利用者が見込まれる立地条件にあることなどから、スーパーフジの空き店舗にそれぞれ仮移転した後、最終的には複合施設への再配置を計画しております。

今後におきましては、現時点における再配置案に基づき、整備を行うそれぞれの施設の規模等を確定し、全体事業費の具体的な検討を行うこととしております。

たけはら合同ビルの改修工事につきましては、竹原商工会議所の事務所が福社会館の解体撤去後に整備する新施設に移転した後に着手するものであり、事業の円滑な推進を前提にしているものでございます。

なお、7月25日に開催した公共施設ゾーン調査特別委員会でお示ししたスケジュール

につきましては、今後の事業の進捗状況等に応じて見直しが必要なことも見込まれておりますので、見直しを行った際には適宜御説明をさせていただきたいと考えております。

平成18年2月8日付けの市道赤坂中仁賀線に係る覚書につきましては、平成27年1月22日に関係者と話し合いを行いました。調整が整わない状況となっており、関係者との調整が整わない箇所につきましては、工事を中止しているところであり。また、市道の工事につきましては、市が道路用地として買収した区域内において水路の整備など最低限必要な機能を確保できるよう工事を行ったことを答弁したものであります。

今後におきましても、これらの案件については、相手方に対し誠実な対応に努め、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問についてでございますが、市内の特別養護老人ホームの入所待機者につきましては、毎年広島県と県内市町で行う4月1日付時点の特別養護老人ホームの入所申込者調査において、平成29年度は要介護3以上の市内の申込者数は129人であり、そのうち在宅の申込者数は27人という結果となっております。

次期介護保険事業計画における特別養護老人ホームの増床数につきましては、国の全国調査結果や市が実施する各種調査等の結果を踏まえ、必要なサービス種類ごとの量を見込んだ上で、施設整備に関しては、各市町の介護保険事業計画に反映させること、また広島県全体の介護基盤整備として、ひろしま高齢者プランとの整合の必要性や広島県及び近隣市町との協議、調整が不可欠であり、その上で本市においても計画を策定することが必要であるとと考えております。

大規模な施設整備の推進につきましては、介護給付費のさらなる上昇を招くことから、常に負担と給付のバランスや居宅サービスと施設サービスのバランスを勘案し、被保険者の理解が得られる内容で、長期にわたり信頼性の高い介護保険制度の運営を目指す必要があると考えており、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

特別養護老人ホームに申し込みをされて在宅で生活をされている方につきましては、全て介護サービスを利用していないということではなく、居宅介護サービスの訪問介護やデイサービス、ショートステイなど各種サービスを複合的に利用していただいております。また空き状況になり入所の案内をした場合でも、入所を見送られる方もおられると施設関係者から説明をいただいているところではありますが、特別養護老人ホームが常に入所可能な空き状況にあり、待機者がいないという状況ではないと考えております。

また、待機者の入所については、特別養護老人ホームの入所選定に際しましては、各施

設は広島県指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針により設けられた入所検討委員会において、入所申込者の入所の必要性を評価、検討し、入所の決定を行っております。

施設におきましては、入所を検討するに当たって、入所申込者に対して、介護保険による居宅サービスや施設が持つ生活支援サービス等の在宅支援機能の活用を踏まえた上で、在宅生活が困難であるかを判断するものとし、入所を決定するに当たっては、これら介護者の状況や要介護度、在宅サービスの利用率、介護老人保健施設、病院等の入所、入院の期間等を総合的に考慮するものとされております。

広島県の指針の評価基準の評価項目中、介護者の状況についての点数配分は30点となっており、介護者が就業等で介護が困難という状況の5点から、身寄りや介護者が誰もいないという状況の30点まで、介護者の状況に応じて配点されているところでございます。

施設におきましては、これら評価基準により算定した点数に基づき、入所検討委員会の審議等を経た上で入所の順位を決定し、その順位に基づき入所者の決定を行うものとされておりますが、施設の専門性や居室の使用状況、その他特別に考慮しなければならない事情等により、決定した入所順位によりがたい場合は、これらの事情を総合的に勘案し、入所の決定を調整することができるものとされておられ、こうしたことから、入所の判断基準となる点数については特に定められていないものであります。

総合事業につきましては、本市では平成28年4月から実施しておりますが、従前の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当する訪問型サービス及び通所型サービスを実施し、従前と同一の人員、設備、運営基準等により行っており、サービス単価、利用者負担割合も従前と同様としていることから、介護サービスの量や質、介護利用者の負担等には基本的に変更は生じておりません。

総合事業のサービス類型の一つである緩和した基準によるサービスの住民主体による支援につきましては、各サービス事業所との調整や担い手の確保が必要であるなどの課題があることから、地域の実情に応じたサービスの導入について、今後検討してまいりたいと考えております。

介護従事者の処遇改善等につきましては、広島県において事業所から提出された実績報告書をもとに平成27年度介護保険事業所等の介護職員処遇改善加算の状況が作成されております。これは広島県全体でまとめたものであることから、本市分だけを抽出するものではありませんが、これによりますと、介護職員1人当たりの賃金改善月額として、広島

県平均で2万8,248円の改善効果があったとの報告を受けているものであります。

介護被保険者数等の状況につきましては、平成29年6月末日現在の第1号被保険者数は1万244人で、第2号被保険者を含む認定者数は2,049人であり、介護度別の認定者数は、それぞれ要支援1が232人、要支援2が312人、要介護1が485人、要介護2が331人、要介護3が239人、要介護4が236人、要介護5が214人となっております。

介護保険法の改正につきましては、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、各市町村において、地域の実情に応じて具体的な取組を進めることが重要であり、このため自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組を推進するため、本年5月に成立した改正法において必要となる仕組みが創設されることとなり、介護保険事業計画に自立支援、重度化防止等の取組内容及び目標を記載することや財政的インセンティブの付与の規定が整備されたところであります。

また、来年度の介護報酬改定におきましては、心身機能の訓練によって要介護度が改善するなど、利用者の自立支援につながるサービスを行う介護サービス事業所に対し積極的に評価するという、事業者に対するインセンティブ付与を反映する方針が示されたところであり、介護保険の理念である自立支援、重度化防止をより一層図っていくことが重要であると認識しております。市町村に対する財政的インセンティブの具体的な指標につきましては、例えば要介護状態等の維持、改善の度合いなどの保険者の取組の成果を反映する指標など、保険者の自立支援、重度化防止に向けた取組を後押しするようなものとなるよう検討することとされておりますが、詳細につきましては今後示される予定となっておりますので、今後とも国の動向を踏まえながら適切に対処してまいりたいと考えております。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 松本議員の質問にお答えいたします。

2点目の御質問についてであります。教員の長時間勤務を解決する具体的な人員配置増と時間短縮の成果につきましては、今年度広島県から教諭として小学校13人、中学校8人、計21人の加配を配置していただいております。このほかにも教務事務支援員を3名、専門人材の加配を1名配置し、昨年度と比較しまして2名増加している状況となっております。

ます。

こうした中で、特に業務改善モデル校として教務事務支援員を配置している3校につきましては、多くの教職員から印刷業務等に費やしていた時間の短縮につながったという声を聞いているところであります。

また、先日文部科学省が時間外勤務が深刻な教員の負担軽減に向け、配布物の印刷や会議の準備などの事務作業を代行するスクールサポートスタッフを全国の公立小中学校に配置する方針を決定したとの報道がありました。広島県におきましては、現行の教務事務支援員が来年度以降も配置されるという情報は現時点ではありませんが、来年度においても引き続き配置していただけるよう県教委に要望していくこととしております。

市教委としての取組といたしましては、授業改善のための非常勤講師を配置し、若手教職員の指導に当たらせることで、人材育成を支援しているところであります。部活動の指導員につきましては、各中学校の希望に応じて市費の予算内で配置しておりますが、これについても教員の負担軽減につながっているところであります。小学校の英語専任教員につきましては、本市においては連携加配として県教委に要望し、竹原中学校区内の小中学校に配置していただいております。この加配につきましては、小学校4校を兼務させ、外国語活動の授業を担当にかわって中心に進めるものであり、担任にとって授業力向上の機会となるとともに、負担軽減にもつながっているところであります。

教員の出退勤の把握や管理につきましては、これまでも各学校において時間外在校時間を毎月把握してきたところであり、各校長が時間外在校時間が多い職員についてその状況を把握し、個別の指導に当たっております。また、これに加えて7月以降は時間外在校時間が月80時間を超える職員について、校長から改善計画を提出させヒアリングを行うこととしております。

残業届につきましては、教員に時間外勤務命令ができる業務が、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づき、広島県の県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例に限定的に規定されているものであり、いわゆる限定4項目のみとなっております。この限定4項目とは、臨時または緊急のやむを得ない必要がある場合で、校外実習その他生徒の実習に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合、児童または生徒の指導に関する緊急の措置を必要とする場合、その他やむを得ない場合に必要な業務の4つの項目となっております。

現在、市内の学校において、この限定4項目内で時間外勤務が命じられている現状はほとんどないものと把握しております。また、職務及び勤務形態の特殊性から勤務時間内外の勤務を包括的に評価して教職調整額が支給されており、時間外勤務手当制度は適用されておられません。

教員の時間外在校時間につきましては、教育委員会といたしましても大変重く受けとめ、これまでも取組を進めてまいりました。時間外の在校時間につきましても、昨年度と比較して減少しておりますが、今後においても業務改善等の取組を積極的に進めながら教職員の健康管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは第1点目の、市の覚書、商工会議所との内容から再質問に入ります。

この質問で覚書を見ますと、商工会議所が所有するたけはら合同ビルの所有区分を竹原市に売却して、あとは福祉会館の跡地に市が建物をつくって、そこの一角に賃貸で使用するという大枠の覚書があります。そこで、基本的にはたけはら合同ビルの所有する区分を竹原市に売却するということが基本になっておりますから、この売却の日時といいますか、これは大枠で言えばいつごろになるのかどうか、このスケジュール表の分でいつになるのかをまず1点、聞いておきたいと。

議長（道法知江君） 順次答弁願います。

総務部長。

総務部長（平田康宏君） その時期でございますが、商工会議所さんとの協議、この協議次第ということでございますので、現時点では明示ができておりません。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 要するに、合意書には書いていないから一つの目途として、予定として伺ったわけです。ですから、今の答弁では明確に答えていただけません。いつになるのかわからないというふうな捉え方もあるかと思って心配をしております。

それから2つ目には、この覚書の第1点が、先ほど申し上げた売却して移転するということが確認されて、あと必要な事項というのは覚書の第2条でこれからの協議に委ねるといって説明があったかと思うのです。それで、私が一番大変気になるのは、福祉会館

の跡地に建設する複合施設の規模とか、どれだけのこういったものをつくるかということによって、賃貸する負担と、また管理運営というふうに関わるわけです。

ですから、私ここで聞きたいのは、商工会議所が必要とする面積とか、それから賃貸なら賃貸の月額なら年間とか、そういう家賃の負担の大枠といいますか、そこは細かいことは確かに難しいのでしょうけれども、月額の家賃とすればこれだけは負担が可能だよという協議は詰めておかななくてはいけない。また、一つの運営管理にするのだったら、どれだけ共同の管理費が要りますよとか、そういった施設の規模、管理運営ということを大枠で決めておかないと、第2条の協議でこれからですよということだけで本当にいいのかなというのが大変不安になるわけです。そこで、必要な面積というのはもう既に私は明確になっているのではないかと。それは、市が今年2月に提案した当初の案です、最初は福祉会館のところを更地にして、商工会議所自らに建てていただくと。土地の無償貸付の問題はちょっと置いていて、2月の案はそういう計画でした。議会の方に説明がありました。しかし、その案が頓挫して、今回の案になっているわけですが、その頓挫する理由として新聞報道によれば、市が、商工会議所がそこに建てるというのは2億円近いお金がかかるので、大変それは難しいというような書き方になっていました。ですから、商工会議所としては必要な面積とか、そこでこういった規模のものを建てるよということももう2月の段階で検討なりして、それが2億円かかるから無理だよという結論に達しているわけですから、商工会議所としては必要面積がわかっているわけです。

ですから、ここであえて聞きたいのは、必要な面積はそういった新聞報道でわかっているけれども、市としてまだ聞いていないよということになるのか、聞いていて発表できるなら是非教えていただきたいと。商工会議所としては、これだけの必要面積が要るのだということは内々には聞いているよと、それとあとは家賃で賃貸料にするのなら月額、年額これぐらいの負担ならオーケーよという大枠での協議という、そこまでまだ発表まではいっていないけれども、そういう具体的な家賃の分とか、管理運営費とか、そこまでは話合っているよということをお教えいただきたいと。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 現時点における検討状況と今後の動きということでございますが、市長答弁にもございますように、新施設、福祉会館の跡地に建てる施設でございますが、こちらは市の全域を対象といたしました産業振興及び雇用促進の拠点と位置づけるということでございます。その一部を商工会議所に賃貸させることから、市と商工会議所が



協働して行うことで効果発現ができる業務等の検討を行っているというところでございます。御質問の必要なスペースとかレイアウトでございますが、その検討結果に応じまして確定させるものでございますので、その上をもって賃貸料や維持管理のあり方等を決める協議を行っているというところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） くどいようにいうのは、福社会館跡の複合施設がどういった規模になるかということに大きく関わります。そこで覚書を実行しようと思ったら、商工会議所の必要面積だけはきちっと確定して、負担とか管理運営費とかというその大枠で合意しておかないと、移転の合意はしたけれども、第2条の協議、肝心なところが不調に終わるということもあり得るのではないのかなということが大変危惧するわけです。ですから、そこが大丈夫よという、市としての把握されているのがあれば確認をしておきたい。

議長（道法知江君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 覚書の話がございましたので、覚書におきます第2条でございますが、議員からお話ございましたように協議事項でございます。その第2条におきましては、竹原市と竹原商工会議所はこの施設移転に向けまして、先ほど申されましたスペースとかレイアウト、また賃貸料、その他必要な事項につきまして、そういった事項を協議するとともに関係法令を遵守し、相互に協力してその結論を得るということにしておりますので、そのように御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 覚書を私も持っているから知っているのですけれども、そこは必要面積とか規模とか、そこらが市としてまだ把握していないということに理解しているのですね。その確認を、そういうふうに答弁であったというふうに私は受けとめます。

それから、覚書の性格ということであえて私は伺いました。これはどういった性格かというのは、確かに契約書とは違いますから、どういうことを答弁されたかということ、今後の契約締結の事前行為なんだということですよ。ですから、先ほど私が心配するように、その第2条の協議事項が大枠でつかんでおかないと、例えば2億円という建設費、初期投資によって建てるということが困難だということがあるわけですから、家賃なり、年間の経費なりは最低限そういうことを話す中での、こういった移転なり、必要ではない

かなということで心配しました。ですから、この覚書の性格というのは契約締結の事前行為という位置づけになっているわけですから、もう一回別の角度で聞きたいのは、この行為が不調に終わることもあり得るわけです。その場合は、もう一回仕切り直すと、白紙撤回ということで別の移転を含めた検討もあり得るといふふうに理解していいのですね。

議長（道法知江君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 先ほど来、総務部長が答弁させていただいておりますように、覚書につきましては、今後商工会議所とどういう形で合意に向かっていくかということを経済協議していきましょうということを書いているものでございまして、合意に至る至らないではなくて、合意に向けてどういう協議をしていくかということを書いているということですので、我々はそれに向かって今努力をしているというふうに御理解いただければと思います。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 是非この覚書の内容、特に覚書の第2条の必要事項については早急に取り組んでいただいて、そして売却なら売却のことも明記して発表していただきたい。

それから、この覚書については、次は住民との関係の分で質問しました。再質問したいと思います。

これも、仁賀ダムに関連する住民との覚書というのは、前回の6月議会でも質問いたしましたし、3年前の議会でも質問いたしました。そして、この覚書も先ほどの商工会議所と同じように大枠を決めている覚書、要するに事前協議としての位置づけは同じだと思うのです。それに対して、誠意を持って対応するというとも言われました。そこで、私があえてこの4点目に仁賀ダムに関わる住民との協議の再質問をするかといいますと、6月議会の時に市長が答弁したことが、住民の方と、関係者とは全く逆のような内容といたしますか、誠意を持って市として話し合ったよということになった、その後の市長の答弁というふうに理解していいのですか。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 仁賀ダムに関する覚書の御質問でございますが、この覚書につきましては、現在関係者と交渉をしている段階でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 住民の方が、先月の8月8日に市長への申し入れを行いました。残念ながら、市長や副市長には面会できませんでしたが、こういった8月8日に、住民の方が覚書の内容を守ってくださいよという趣旨なのですけれども、この内容というのは市長には伝わっているのですか。伝わった上で今日の答弁になっているのかどうかを確認したい。

議長（道法知江君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 先般、市長への申し入れがありました件につきましては、事業担当部長ということで私の方がお話をお聞きして、この件につきまして市長、副市長には報告をいたしております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それなら、是非市長の答弁を求めたいと思うのですが、この6月議会で3年間相手と誠意を持ってどういう協議をしたのかと、話し合いしたのかということで、平成27年1月22日に話し合いましたという答弁がありました。相手の関係者と話をしたら、これが誠意と言えるのかどうか市長にお尋ねしたいというのは、たまたまその平成27年1月22日の内容というのは、この覚書の相手方の用件で、別の用件で電話しているのです。別の用件で電話して、そこで話をした。あとは、この赤坂中仁賀線に関わる、覚書の内容に関わる分については地権者の苦情の内容を伝えているだけなのです。

ですから、私が申し上げたような、この覚書というのは11年余りになる。そこでいろいろまくいくこともいかないこともあるでしょう。しかし、仮にいかなかったらどこが課題になっているのか、最大の、覚書を実行する上でどこに問題があるのかということは少なくとも整理して相手方に伝えなくてははいけない。8日にいった時に聞いても伝えてももらえないのです。私がここで今、あなた方はここでは言えないというのだから、8日に当事者そのものが申し入れしましたよ。その時に、この覚書の実行をしてくださいというのはもちろん言うのですけれども、実行できない最大の問題とかいろいろ課題はなにですかとか、そこも聞かれているわけです、本人がいて。そこで一言もそのことは、こういう市は提案したけれどもうまくいかない、ここがネックになっているのだと、そういったことも全然話がないわけです。

ですから、平成27年1月22日の内容は、竹原市からいろいろ課題を整理して、誠意

を持ってこの問題の覚書を解決しようという対応ではなくて、関係者から、相手からたまたま別の件で電話で話した、その内容が伝わっている。答弁としてあるわけです。そして、今年の8月にも覚書の課題を実行する上で、どこに課題があるのかということも、本人さんが聞いてもそこでは明確に答えませんでした。こういったことを踏まえて、今回の9月議会の市長の答弁、これが市長として誠意ある対応だと言えるのですか。そこを聞いておきたいと。

議長（道法知江君） 建設部長。

（13番松本 進君「あなたでは答えられない」と呼ぶ）

建設部長（有本圭司君） 議員御指摘の……

（13番松本 進君「市長が答えないといけない」と呼ぶ）

どこに課題があったのかという件でございますが、課題というのは合意が得られていないというのが最大の原因でございます。引き続き、関係者の理解が得られるように協議、調整をいたしまして、先ほど市長の答弁にございましたように、今後におきましても、これらの案件につきまして相手方に対して誠実な対応に努め、適切に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 課題というのは合意ができていないというのは、それは誰が聞いても理由になりません。合意するためにいろんな話し合いをするわけですから。その内容は商工会議所の内容も第2条に書いてあるし、この覚書の仁賀ダムに関わる覚書の分についても書いてあるわけですから。この内容についてを私は100%うまくいくとは一つも言ってないのよ。しかし、この11年間取り組んだ結果、相手との話し合いがここはどうもいかないということは正直に出して、相手と話してどうしましょうかという結論を出さないと11年余りになっているということです。それで、誠意ある対応をしたという市長の思いがあるのですしたら、私がさっき言った平成27年1月22日の状況というのは、相手方の方がたまたま電話してきたと。その内容を、あなた方は市が話し合った、協議したと答えているだけです。赤坂中仁賀線の覚書に関わる協議を一つもしていないのです。これを承知で、市長はそういう部下の話聞いてそれを誠意ある対応だと6月議会で答弁した、それは間違いではないかということをおっしゃっているわけです。そこはどうなので

すか、市長。

(13番松本 進君「あなたが答えられるのか」と呼ぶ)

議長(道法知江君) 建設部長の答弁にはならないですね。

副市長。

副市長(細羽則生君) 今議員おっしゃられますように、先般の6月の定例会で答弁をさせていただきました日にちにつきましては、交渉というかお話をさせていただいたある一定の日にちを述べさせていただいたということですので、それ以外の部分につきましては担当課の方でいろいろとお話はさせていただいております。先ほど来でございますように、議員が御指摘のように協議を進める中、あるいは合意形成に向けていろんな取組をする中で、最終的な結論に向かっていくということですので、そういう段階において、現段階で行政側の方の一方的な発言をこの場でするのは適切ではないということですので答弁をさせていただいたものでございますので、御理解いただければと思います。

議長(道法知江君) 13番松本進議員。

13番(松本 進君) この場で話すことは適切でないと言うのであれば、なぜ8日に本人が尋ねても答えないので。いいかげんにしろ。

議長(道法知江君) いなかったのでしょうか。副市長。

副市長(細羽則生君) 先般の部分につきましては、協議をさせていただいているという過程でございますので、答える答えないという部分は途中でございますので、その部分について1点だけを捉えて答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

議長(道法知江君) 交渉事に関することにはなると思いますので、答弁の限界を感じるものではないかというふうに思います。角度を変えての質問でお願いしたいと思います。

13番(松本 進君) 今副市長はそういう答弁されるわけですね。ですから、関係者の人は、本人はこの仁賀ダムには賛成だったのです、当時。しかし、覚書の内容を実行してくれない、あとどこに課題があるかもこっちから電話しないとやってくれない。本当に不信感があるわけです。ですから、ここはもう11年余りたつわけですから、是非課題を早急に整理して、次の議会には報告できるようにちゃんと市長が責任を持って対応できますか。そこだけ、市長答えてください。

議長(道法知江君) 副市長。

副市長(細羽則生君) 交渉の部分につきましては、継続してやっていきますので、現段階におきましていつ確定できるかという部分は答弁できません。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） ですから、これはこの指摘でやめますけれども、これと同じようなことが、もしこういう商工会議所の関係でなったらどうなるのですか。それこそ信頼関係が崩れてしまいますよ。だから、あなた方は真剣にやらなくてはいけないのです。このスケジュールの合同ビルの改修と新施設、福社会館跡地に建ててそこに入る、そのスケジュールもすぐ変えるというふうになっているではないですか。そこはおかしいですよ、もうちょっと丁寧に説明してくれないと。ということで、是非住民との関係の約束は、いろんな困難もあるのでしょうけれども、そこは課題を整理して、相手にできるだけ早くこういった解決の方向を提示する、合意できるような話し合いを詰めていくということだけは再度強調しておきたい。

それで、次の質問に移りますけれども、今度は教育委員会に関わる質問であります。

教員の長時間勤務の解決の問題というのは、昨年、一昨年含めて、私は議場で3回も取り上げました。特に、午前中も同僚議員からの質問もありました。こういった教員の長時間勤務の解決というのは、待ったなしの課題だと思うのです。それで、先ほど午前中の同僚議員の質問に対する答弁ということにありましたけれども、私もこれまで竹原市なり国なりの長時間勤務の解決の取組ということで、特に人事配置の問題等々を伺いました。

しかし、具体的に人事配置をしてこれだけ時間が軽減されたよということは、私の質問の分には答えはなくて、午前中の同僚議員の質問の中で、竹原市の小学校、中学校では平成27年比で小学校で10分、中学校で20分短縮になったというふうな答弁ではなかったかと思うのです。今、こういった先生の長時間の問題を解決するというのは、確かに10分、20分も大切なのでしょうけれども、今こういったレベルの状況ではないのです。60時間、80時間、過労死ラインを超えるというのは月に80時間ですけれども、これを超える、あるいはそれに準ずるような先生方の長時間勤務が強いられていると。確かに10分、20分を減らすことも悪いとは言いませんけれども、それは本当に抜本的な解決にはつながっていないこの現状を何としても解決するという姿勢が要ると思うのです。

それで、この最大の人員配置、増やすという問題では、国が大きな責任、対応があることは私も重々承知しています。ですから、国が来年度は教職員を増やすよということで、その内容としては小学校の英語の専任、あるいは印刷を含めた事務負担の軽減、部活の担当者の軽減、そういった等々の配置もするということがありました。配置の人数は言われ

まして、しかし肝心な時間の短縮ということではなく、先ほど午前中の同僚議員の質問に対する答弁で、小学校で10分、中学校で20分というような軽減、長時間の勤務軽減になったよということだろうと思うのです。

その確認を含めて、再度質問したいのは、今先生方が長時間になっている最大の要因、3つぐらい挙げるとすれば何ですか。私は壇上で今取り上げました。教育委員会として、先生が長時間を強いられている要因とはどこに原因があるのですか。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 時間外勤務の長時間化という御質問で、どこに原因があるかという御趣旨であろうというふうに思いますけれども、1点は、先ほど来松本議員さんおっしゃっておられるように、人員の配置の問題。数がもう少し多ければ、また用務内容も変わってくるという点が挙げられると思います。国策で多くの3,000人ぐらいの人員を配置してくるということは報道でわかっておりますけれども、具体的に広島県に何人、そして竹原市に何人ということはまだ明確に把握できておりません、ということもありますし、国、県の方も明確にいたしておりません。その後に、また考えてまいりたいと思います。

2点目には、部活動が挙げられると思いますが、これも竹原市といたしましては土日1日休日、そして平日は定時退校という措置をとるよう今年度からいたしております。

3点目には、国、県の調査物、この煩雑など申しますか、非常に多様な調査物が学校にくると。教育委員会を通してくる。そここのところをより効率化、縮減化を図っていかなければ、なかなか勤務時間の短縮は難しいであろうということが原因としては挙げられると思います。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 人に関わる、もう少し人がいればいい、増えればいいということは当然だと思うのです。先生の超過勤務、長時間勤務を強いられる原因としては、私がさっき壇上で言いましたのは、学習指導要領、2008年に改定されておりますけれども、ここで小中学校の授業時間が増えているわけです。それに対する先生方の教材研究とかそういう時間も増えざるを得ないということで、これは先生方の仕事に関わる、子どもの教育に関わる原因で、こういう長時間勤務が出ているという面では、第一義的に国の責任が大きいということは繰り返し私も言っているとおりなのです。

それと、そこで竹原市としても可能な対応をすべきではないかということで、これは人員配置の予算関係で言えば、市長にも大きく関わるわけですがけれども、例えば私が一昨年でしたか質問した時には、例えば時間外勤務の削減で、これが市の教育長の答弁があったと思うのですがけれども、時間外勤務削減で非常勤職員を仮に全校に配置すれば、お金が約1,440万円かかるよと。これは、非常勤で正職員という位置づけではありませんけれども、市費として対応する場合はそういったお金がかかると。そして、部活動、外部指導者派遣では、全体で39部活で、派遣事業としては年間で2,260万円かかりますよと。これは市費で可能なところですよ。あとは、32学級というのは国への要望を実現していただきたい、要望を出さなくてははいけません。ですから、先ほど言ったのは、非常勤を全部充てて年間1,400万円、時間外勤務削減でそれだけ人件費が要るよと。これは正規職員ではありませんけれども、非常勤職員の場合は1,400万円余り要ると。部活動の指導では、これは全部の部活ですがけれども、それだけお金がかかりますよということで、どこまでやるかという、効果的に市費でも配置して、今の過労死ラインを超える事態を早急に解決すると。緊急措置として解決するという面では、こういった対応も竹原市としてできることの一つではないのでしょうか。

そこについては、これは教育長と予算を持っている市長にもお尋ねしたいのは、先ほど申し上げたこれだけお金がかかる、竹原市でのそういう残業を、先生方の長期勤務時間を解消する面では大いに役立つということがありますから、この予算措置についてのお考えについて聞いておきたい。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 部活の外部指導員に関しましては、現在竹原市におきまして、中学校において17名、予算の範囲内で対応しているところであります。県の判断で、要するに顧問の先生と外部講師、同時並行で同じ時間帯に指導しておられると。外部講師の方は専門性があるわけですがけれども、ただ顧問の先生が出るということは、時間外勤務は同じようにあるということで、それはなぜかということ、事故が起きた時の責任問題の部分がまだ県の方で方針を出しておられない。だから、それは竹原市においてもそこが明確になれば外部講師にお任せすることもできますし、その判断も可能であるというふうに思っておりますけれども、いずれにしても外部指導員の方が多ければ多いほど顧問の先生方の負担は軽減するわけですから、市長部局と十分連携をとりながら、予算の範囲内で対応していきたいと、でき得る限り対応していきたいというふうに考えておりますので、よろ



しくお願いいたします。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それと、最も急ぐのは、先ほど午前中での同僚議員の質問で、80時間を超える過労死ラインですよね、厚労省が定める。これは、小学校で2人、中学校で6人。これは、もう緊急に無条件で解決しなくてはいけないのではないですか。これはどういうふうに対応して、ただ本人から聞き取りして早く帰ってくださいよということで済まされる問題ではない、対応できる問題ではないですよね。ですから、早急に小学校の2人、中学校の6人、この問題は一刻も早く解決するためにどういった対策があるのですか。

議長（道法知江君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 小学校で2名、中学校で6名の80時間を超える教員がいるという事実があるわけでございますけれども、これは議員さんと同じように非常に喫緊の課題であるというふうに捉えております。

竹原市におきましては、他市はやっておりませんが、本人から聞き取りをするというのではなくて、組織としてどういうふうにその人に課題があるのか、時間が長時間になる課題がどこにあるのかということを校長が把握し、そして校長が改善計画を立て、校長が今後の方向性を定めて、そして時間内に納まるよう取組をしていくと。もちろん、組織の中で業務をどういうふうに振り分けるかということも含めて指導を行っていく。それでもなおかつ80時間以上の職員がいた場合は、教育委員会とヒアリングを行って、絶対に超えないようにしていくという。現在、7月の状況では2名と6名というような状況でしたが、8月はゼロでございます。

以上でございます。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それと、先生方の勤務の管理です。勤務の管理なのですが、よそはタイムカードを使って出勤、退勤といたしますか、それを管理されているということもあります。校長が把握しているのでしょうかけれども、そういった客観的にそういうデータで記録できるというような一つのタイムカードという方法もあるのでしょうかけれども、そういったことを導入して、厳格に先生方の勤務時間を管理するということも導入すべきではないかなと思いますけれども、その返答はどうかということもあわせてお願いしたい。

議長（道法知江君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） タイムカード等の出退勤の管理についての御質問でございますけれども、学校現場へのタイムカード等の導入につきましては、現在中央教育審議会の特別部会で議論をしているとの報道もございますので、我々としましても先行事例等を参考に今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） それでは、時間の関係もあって、3番目の介護保険等に関わる再質問に入りたいと思います。

壇上での質問に対する市の答弁で、待機者の問題ですけれども、この問題が今年度は平成29年度は市内の申込者で要介護3以上の待機者は129人と。そのうち、在宅での待機者が27人というふうに報告を受けました。これは、昨年の決算と比べたら、昨年の決算の時は要介護3以上が148人、そして在宅が69人ということでした、確かにいろいろ問題が解決して、決算の分で調査視点が違うのかもわかりませんが、いずれにしても70人近い在宅要介護3以上の方が、今年の調査では、答弁では70人から27人、30人弱に減っているということで、これはいろいろ施設、特養とかいろんな対応をされて、実際にはそういう待機者が減ったという数字の中身です。なぜ減ったのかということがもう少し説明していただきたいというのと、あと待機者の数字が、統計のとり方も違うのでしょけれども、去年の決算では3施設に対する待機者というのは418人ということで、これはデータのとり方が違うと思うのですが、再質問で聞きたいのは、要介護3未満の特養ホーム待機者は何人になるのでしょうか。介護度を含めて何人になるのでしょうか。その方の扱いというのはどうなるのでしょうかということを知りたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） まず、特別養護老人ホームの待機者の数の推移ということでございますけれども、昨年度の決算時の報告については対象が違ってしまっていて、要介護3以上が対象になりましたので、今回の分については要介護3以上ということで集計をしております。それだけではなくて、やはり詳しくは分析というのはなかなか難しいですが、施設の関係者に聞いてみましても、利用者は減っているといったような状況も入っているのではなかろうかというふうに思っております。要介護3未満の待機者でございますけれども、現在は要介護3未満の待機者が4人というふうになっております。

以上です。

議長（道法知江君） 13番松本進議員。

13番（松本 進君） 要介護3未満というのが4人というふうに言われました。極端に減っているというのは、いろいろ国がそういう施設の、特養ホームの入所条件といたしますか、要介護3以上というふうに変えたから特に諦めてなっているのか、そこらは大変気になるし、実際要介護1、2もいろんな条件では施設に入所できるわけですから、そのデータといたしますかそういう申し込みの受け付けはして、把握しないとイケないのではないのかなというふうに思いますので、その点は指摘しておきたいと。

それから、市長に是非お願いしたいのは、聞きたいのは、今この竹原市の7次介護計画を今つくっている最中です。それで、私も先ほど壇上で言ったのは、去年12月の介護保険の補正予算であえて私も質問しました。竹原市の特養入所実態を何としても解決しなくてはイケないということで、新しい次期介護計画には特養ホームのベッド数を増やす必要があるのではないのかということで、市長も前向きな答弁をいただいたというのをあえて壇上で私は紹介いたしました。そのことを含めて、今介護スケジュールの計画を見ると、今の9月中にはサービスの見込み量、この施設に関わって今質問しているわけですがけれども、この特養施設等の見込み量も仮説、仮に決定しなくてはイケない、設けなくてはイケないということで、今実際9月に、今質問中も9月ですがけれども、今月末までには一応特養の施設なら施設をどうするのか。増やすのか横ばいでいくのかとを含めた計画を立てなくてはイケない。それをつくった上で、国、県の、先ほど答弁がありましたような調整をされていると思うのです。

ですから、現時点でこの9月中にはそういう施設なら施設の特養ホームの計画を立てられるのでしょから、竹原市としては、先ほど27人の待機者がおられると。この問題を解決するためには、計画的に特養施設のベッド数を増やす必要があるのではないかなと私は指摘したいし、先ほど市長の答弁、昨年の介護保険補正予算での答弁を踏まえて増床を私は期待したいというふうに思いますけれども、現時点では竹原市としての考えとしては、特養ホームのベッド数を増やす方向なのか、数字が幾ら増やせるという計画なのかかわかれば、是非教えていただきたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 特養ホームの増床についての件でございますけれども、特別養護老人ホームをはじめとする施設、居住系サービスの整備につきましては、全国調査、あと各自治体の実施する調査を踏まえて、必要なサービス量を見込んだ上で、介護保険事業計

画への反映をさせるということが必要になってきます。今現在、そういった調査等も行って、こういったサービス量の見込みの作業を行っているところでございます。まだ結論は出ておりませんが、それ以外にも事業者、有識者からの聞き取りですとか、利用者数または特養の退所者数などの実態や今後の見込みについて、状況を把握しながらサービス量を見込んでいくといったような作業を行っております。

これまでも説明はしてきておりますけれども、大規模な施設整備等を行うということは、介護保険料の増額に直結するといったこともございますので、そういった観点からも負担と給付のバランスを勘案しながら慎重に検討しなければならないというふうに思っております。第7次の計画の方向性については、まだ出ていないといった状況で、私どもとしてもなるべく早く一定の方向性を出したいというふうに考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 議長から注意いたします。残り時間が5分を切っておりますので、答弁時間が必要ですので、質問は簡潔にお願いいたします。

13番（松本 進君） 市長にお伺いしたいのは、先ほど今の計画の取組というのはわかりました。ですから、ヒントとしてというのか、27人ということで大規模な施設を増床なさいと一言も言っていないわけです。3カ年計画ですから、例えば27人の待機者が今おられる。これを、少なくとも対応しようと思ったら3カ年でいくらというのは出てくるわけですから、こういった方向での期待というのはどうなのでしょう。その点、もう一回市長に。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） 繰り返しになりますけれども、必要なサービスの量を今見込んでいる最中でございます。また、介護保険料の件も慎重に検討しながら、バランスのとれた計画にしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（道法知江君） 松本進議員。

13番（松本 進君） 時間、何分。

議長（道法知江君） 残り3分切っています。

13番（松本 進君） 3分。

いや、最後になるかもわかりませんが、3分あるそうですので、1つは介護職員の処遇改善の問題で、今年我々が研修した時、施設側からは国からおりの報酬というのは、介護士職員の報酬の改善だけであって、現場としての介護職員、介護士もいるいろいろな職員

もいるから、現実には報酬を上げるということは無理だというふうにそこでは聞いたわけ  
です。しかし、先ほど答弁では、県の報告書によればこれだけ改善しましたよという報告  
ですということで、竹原市の施設でこの間6月1日に我々が研修した時の担当者の分では、  
国が報酬は処遇改善の報酬を上げるのだけれども、現場ではほかの職員もいるので、  
難しいですよという答弁でした。これが本当なのかどうか。広島県から最近報告があった  
分とは違っているのも、もしその実態を調べておられれば調べてもらいたいし、もしそ  
ういう上がっていない状況があれば何とかして上げるような改善策を考える必要があるの  
ではないのかなというのが1つと。

あと、時間がないですから、もう一つは今年の5月の法律改正で介護保険の財政インセ  
ンティブ、財政優遇の付与ということがあって、これが国が示す指標でいろいろあるので  
すけれども、私らが心配するのはそういう財政的な優遇措置を設ける、その中身というの  
が自立というその判断をして、そこに自立が多い人の介護事業所には負担交付金を増額  
するよと。そういう自立ができていない、効果が上がらなかった事業所には交付金を下げ  
るというような内容の中身だったと思うのです。ですから、そうなれば事業所によって財  
政的な面を見ればそういう効果が上がりそうな人を選ぶという選別が起こって、本当の介  
護サービスが、理念にのっとったサービスができるのかなという不安もありますので、そ  
の点についての考えを最後に聞いておきたい。

議長（道法知江君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） まず、介護職員の処遇改善の件でございますけれども、冒頭市長  
答弁でお答えしたのは、介護職の改定についてお答えをしております。ですから、事務職  
等については、以前介護施設に視察に行った時の状況と同じというようなことございま  
す。ですから、構造的なそういった介護施設の職員の待遇改善というのが必要だというふ  
うに思っております。

次に、法改正によるインセンティブ等の件でございますけれども、これについては具体的  
な内容がまだ我々も通知がないのでわかっておりませんが、自立支援、重度化防止に  
効果があったところについては報酬を上げるといったようなことも検討されているとい  
うことですので、介護保険については自立支援、重度化防止というのが重要なテーマであ  
りますので、それに沿った施策であるというふうに思いますけれども、具体的内容につ  
いては、先ほども申し上げたようにはっきりしておりませんので、はっきりし次第、適切に対  
応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（道法知江君） 以上をもって13番松本進議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

9月14、15日は各常任委員会の審査、調査をそれぞれお願いし、19日は10時から議会運営委員会を開催し、9月20日は10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時28分 散会